第２次射水市男女共同参画基本計画改訂版

（素　案）

※下線部は今回の見直しで追記・修正する箇所です。

第１章　計画の策定に当たって

１　計画策定の趣旨

個人の尊重と法の下の平等をうたう日本国憲法の下で、男女平等の実現に向けた取組は、国際社会の取組とともに着実に進められてきました。

これらの動きに伴い、各種法制度の整備が進み、社会の意識も少しずつ変化していますが、性別による固定的な役割分担やこれを反映した慣行は社会のあらゆる分野で依然として残っており、そのことが様々な場面で、一人ひとりの個性と能力を発揮することや活動の広がりを妨げる要因となります。

また、少子・高齢化の進展、経済の成熟化と国際化、高度情報化等の社会経済情勢の急激な変化に対応し、将来にわたって豊かで活力のある社会を築いていく上においても、男女が性別にとらわれず、個性と能力を十分に発揮でき、共に社会を支えていく男女共同参画の実現が求められています。

平成 17 年 11 月、1 市 3 町 1 村の合併により誕生した本市では、男女共同参画社会の形成に向けた旧市町村の取組を踏まえ、平成 18 年 12 月に「射水市男女共同参画推進条例」を公布し、男女共同参画社会の実現に向けての市の基本姿勢を定めました。

この「射水市男女共同参画推進条例」の基本理念を踏まえ、平成 19 年 4 月には、「射水市男女共同参画基本計画」、平成 29 年 4 月には「第２次射水市男女共同参画基本計画」を策定し、総合的かつ長期的に男女共同参画に関する施策を推進してきました。

本市の男女共同参画は、現行計画を基に進めてきましたが、「第２次射水市男女共同参画基本計画」の策定から５年経過したことを受け、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「ＤＶ防止法」という。）に基づく市町村計画を一体的に策定するとともに、社会情勢の変化に対応するため計画内容の見直しを行い、計画最終年度に当たる令和８年度までの取組を定めました。

第２章　計画策定の背景

１　前基本計画策定後の主な動き

（１）世界の動き

年	取組内容	備　考
2010年 （平成22年）	「北京＋１５記念会合」の開催	1995年（平成7年）の第4回世界女性会議から15年目の節目を記念し、「北京宣言及び行動綱領」など、これまでの取組の評価や今後の一層の取組強化について、宣言と決議が採択された。
2011年 （平成23年）	「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」の発足	世界、地域、国レベルでのジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた活動をリード、支援、統合することを目的として発足
2015年 （平成27年）	「北京＋２０」記念会合の開催	1995年（平成7年）の第4回世界女性会議から20年目の節目を記念し、「北京宣言及び行動綱領」など、これまでの取組の評価や今後の一層の取組強化について、宣言と決議が採択された。
	「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択	「誰一人取り残さない」社会を目指し、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の17の目標の５つ目に「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」が掲げられた。

（２）　国内の動き

①　国の動き

年	取組内容	備　考
平成18年	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」の改正	性別による差別禁止の範囲拡大、間接差別の禁止、セクシュアル・ハラスメント対策の強化などが盛り込まれた。
平成19年	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定	
	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（ＤＶ防止法）」の改正	市町村における基本計画策定が努力義務化され、市町村の役割の明確化、対応の強化が求められたほか、保護命令制度の拡充などが盛り込まれた。
平成20年	「女性の参画加速プログラム」が決定	仕事と生活の調和の実現、女性の能力開発・能力発揮に対する支援の充実及び意識改革の３つの取組を一体的に進めることが示された。
	「次世代育成支援対策推進法」の改正	一般事業主行動計画策定の義務付け対象が、労働者数101人以上の企業に拡大された。
平成21年	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」の改正	子の看護休暇制度の拡充や、パパ・ママ育休プラス（父母ともに育児休業を取得する場合の取得可能期間の延長）など、様々な施策が盛り込まれた。
平成22年	「第３次男女共同参画基本計画」の策定	＜特徴＞ ・経済社会情勢の変化等に対応して、重点分野を新設 ・実効性のあるアクション・プランとするため、それぞれの重点分野に「成果目標」を設定 ・2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30％程度とする目標に向けた取組を推進 ・女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ問題」の解消も強調
平成25年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）」の改正	生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く）相手からの暴力及びその被害者についても、同

		法が準用されることになった。
平成27年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の成立	国・地方公共団体、301人以上労働者を雇用する民間企業は、当該団体の女性の活躍に関する状況把握・課題分析や行動計画の策定・公表などを行うことが義務付けられた。
	「第４次男女共同参画基本計画」の策定	＜強調している視点＞ ・あらゆる分野における女性の活躍 ・安全・安心な暮らしの実現 ・男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 ・推進体制の整備・強化
平成28年	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正	介護休業の分割取得や妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（マタニティハラスメント）対策の事業主への義務付けなどが盛り込まれた。
平成30年	「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の公布	時間外労働の上限規制の導入、年次有給休暇の確実な取得及び正規・非正規雇用労働者の不合理な待遇差が禁止されることになった。
	「政治分野における男女共同参画推進に関する法律」の公布	国や地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができるだけ均等となることを目指すことが基本原則とされた。
令和元年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の改正	令和4年4月から一般事業主行動計画の策定及び情報公表義務の対象が、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されることになった。
	「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」の改正	事業主に対し、職場におけるパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務付けられた。パワーハラスメントに該当すると考えられる例として、労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報等について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露することも挙げられている。

	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）」の改正	児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力被害者の保護対策を強化するため、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化された。また、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確になった。
令和2年	「第５次男女共同参画基本計画」の策定	＜目指すべき社会＞ ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会 ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会 ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会 ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、ＳＤＧｓで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と強調する社会
令和３年	「政治分野における男女共同参画推進に関する法律」の公布	政党等への取組項目の例示として、セクハラ・マタハラ等への対策などの明記のほか、国・地方公共団体へは、施策の強化として、家庭生活との両立支援のための体制整備や、セクハラ・マタハラ等への対応などが明記された。

② 県の動き

年	取組内容	備　考
平成21年	「とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例（子育て支援・少子化対策条例）」の策定	
	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第２次）（富山県ＤＶ対策基本計画）」の策定	市町村の主体的な取組促進や若年層に対する予防啓発の強化などが強調された。

平成22年	「みんなで育てる　とやまっ子　みらいプラン～子どもの笑顔輝く未来へ～」の策定	
平成24年	「富山県民男女共同参画計画（第３次）」の策定	女性の活躍の促進による経済社会の活性化や仕事と生活の調和、子ども・子育て支援施策との連携などが特に重要視された。
平成27年	「かがやけ　とやまっ子　みらいプラン～みんなの希望がかない　子どもの笑顔あふれる未来へ～」の策定	
平成28年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第３次）（富山県ＤＶ対策基本計画）」の策定	ＤＶ防止法の改正や、配偶者からの暴力被害の現状を踏まえ、第３次計画を策定
平成30年	「富山県男女共同参画計画（第４次）」の策定	あらゆる分野における女性の活躍や、安全・安心な暮らしの実現などが特に重要視された。
令和元年	「富山県農山漁村女性活躍プラン」の策定	
令和２年	「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」の見直し	新たな人権課題として「性的指向、性自認」が重要課題に追加された。
令和３年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第４次）（富山県ＤＶ対策基本計画）」の策定	ＤＶ防止法の改正やＤＶ被害者の現状などを踏まえ、第４次計画を策定

２　射水市の現状

(1)　射水市の取組

射水市では、平成 19 年に射水市男女共同参画基本計画（男女きらめきプラン）、平成 29 年には、第 2 次射水市男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会の実現を目指し、計画に掲げた施策を着実に推進してきました。

また、平成 28 年には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）を踏まえ、射水市に勤務する女性職員の活躍等を実現するための取組をまとめた、「射水市特定事業主行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定しました。

さらに令和元年の女性活躍推進法の一部改正を踏まえ、令和 2 年に行動計画を見直しました。

(2)　射水市の現状

① 出生の動向

女性が生涯に産む子どもの数（合計特殊出生率）は、国や県よりも高い数値で推移してきました。平成 29 年、平成 30 年には県の数値を下回りましたが、令和元年には 1.68 と県の数値を上回りました。

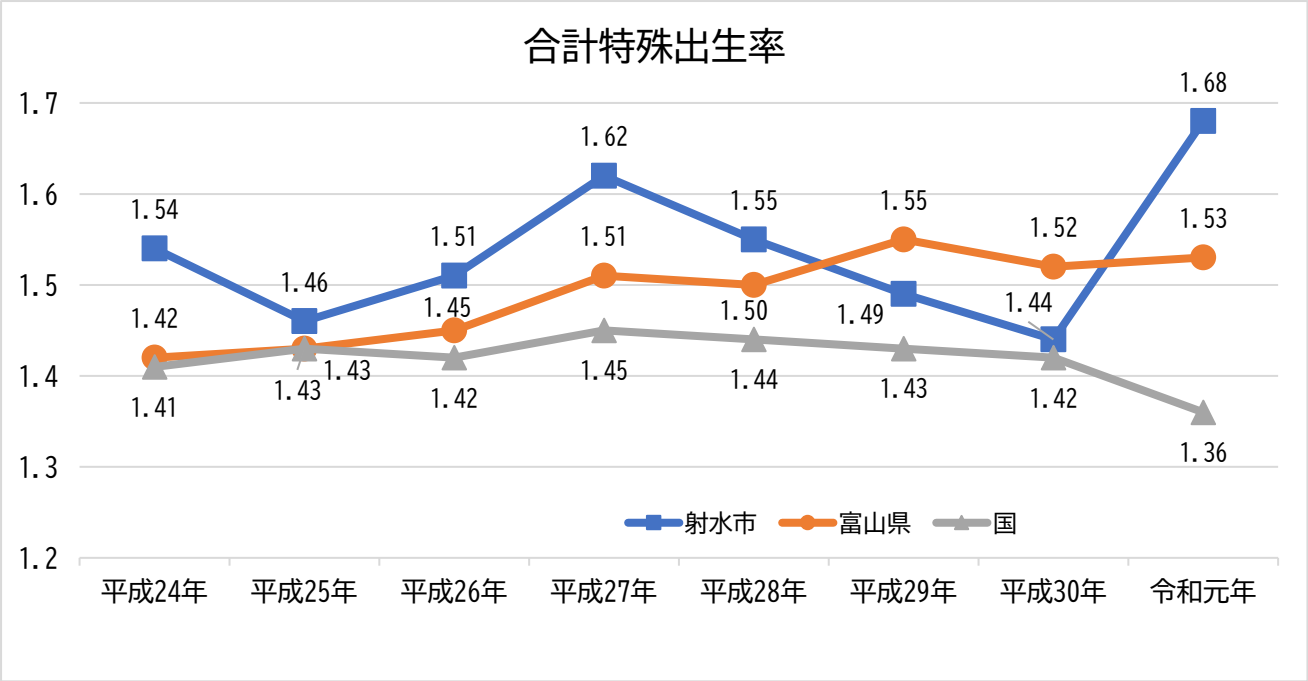

（参考：人口動態統計）

② 少子・高齢化の進行

少子化等の影響により、人口に占める高齢者の割合が年々増加しており、射水市の高齢化率（65 歳以上）は 30.3%（令和 2 年 10 月 1 日現在）と、国や県と同様、高い数値で推移しています。

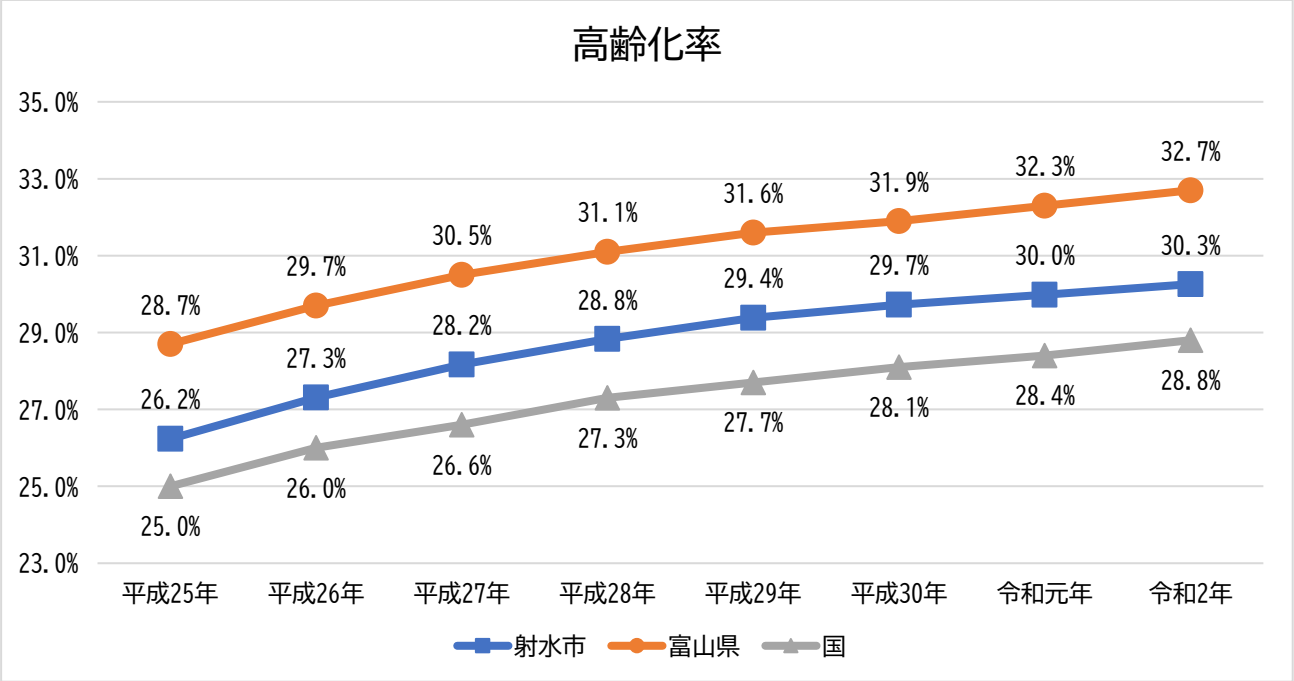

（資料：総務省統計局人口推計、県人口移動調査、住民基本台帳登録人口）

③ 人口の減少

射水市の総人口（令和 2 年国勢調査）は、90,742 人となっており、前回調査（平成 27 年国勢調査）より 1,566 人減少しました。

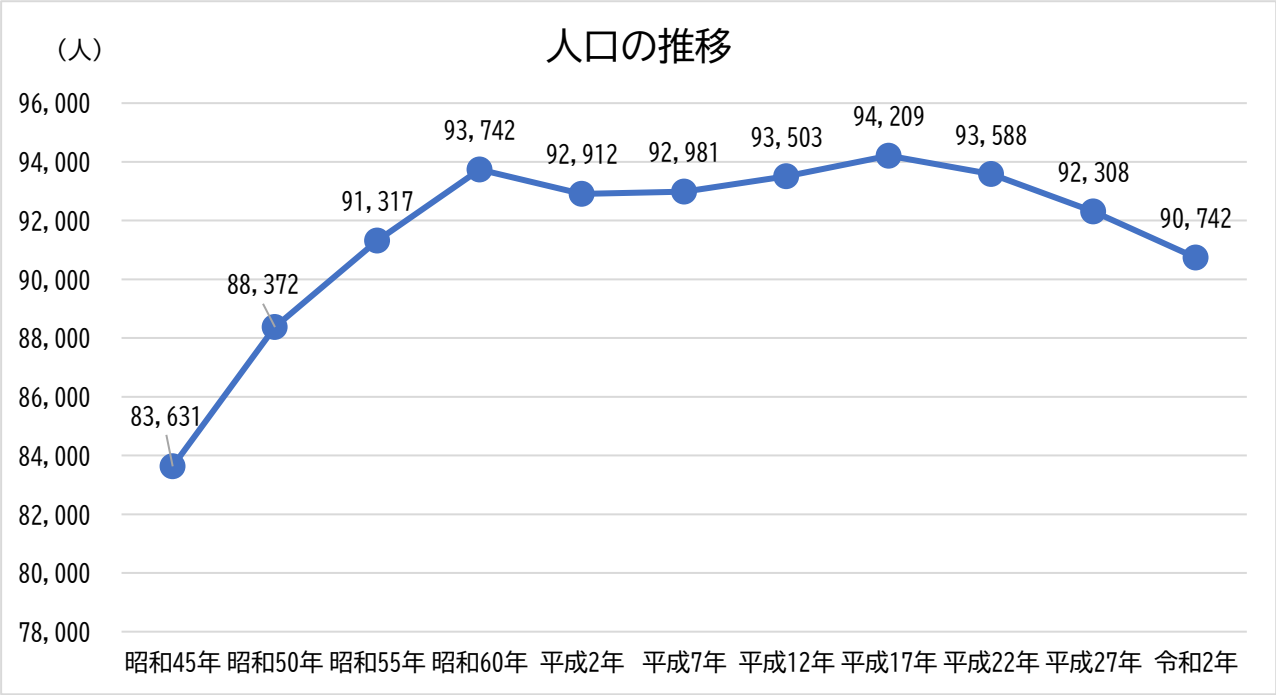

（資料：国勢調査）

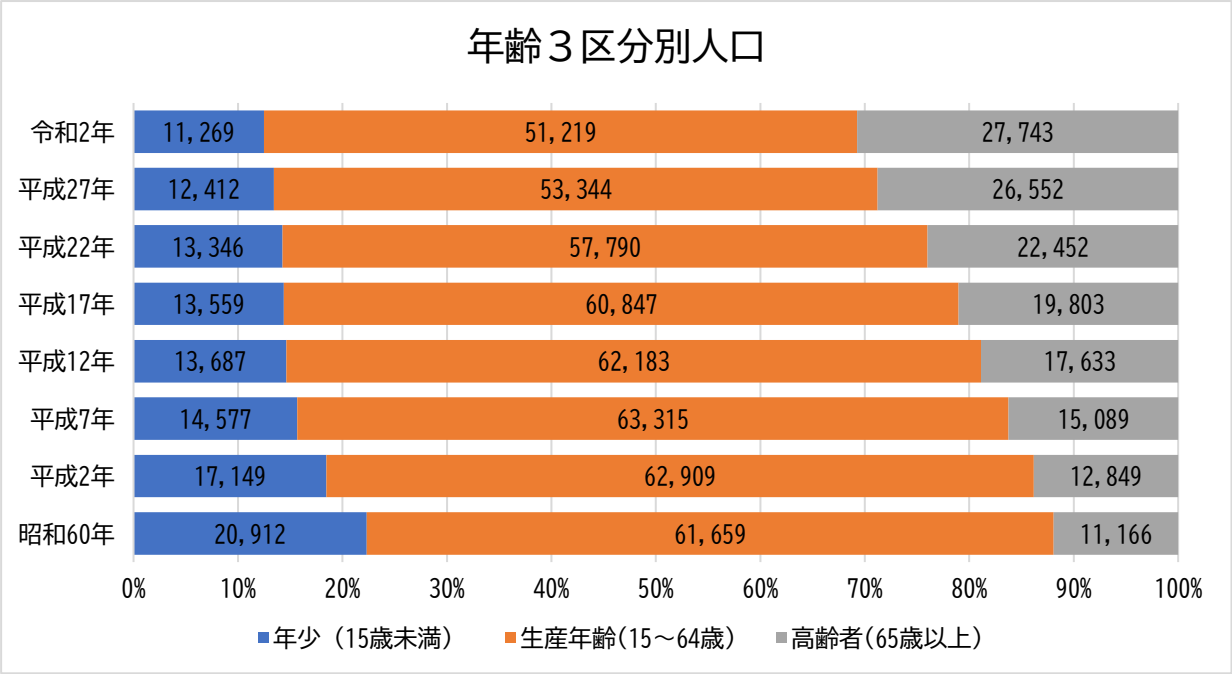

（資料：国勢調査）

④ 世帯構成

世帯数は年々増加傾向にありますが、１世帯当たりの世帯人員は令和 2 年には、0.08 人増加したものの、平成 22 年と比較すると 0.25 人減少しています。

世帯の家族類型が小規模化していることの背景には、ひとり親世帯や単身世帯の増加等、家族形態の変化が影響しています。

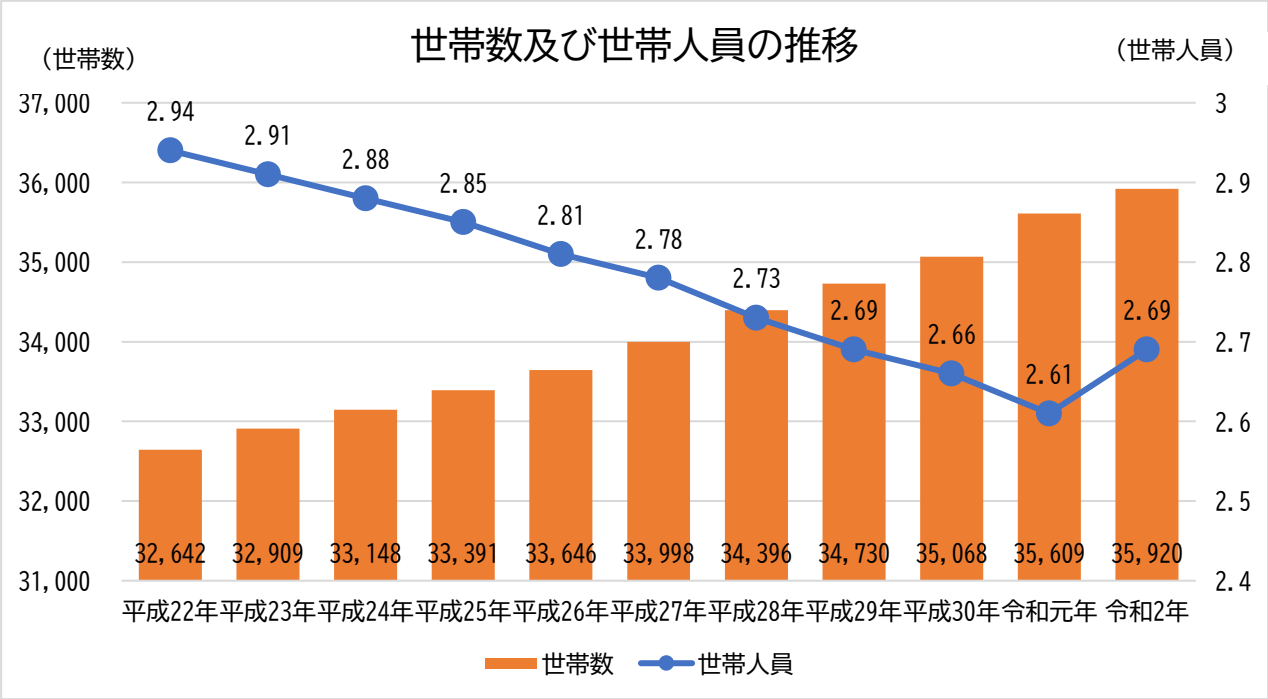

（資料：住民基本台帳登録人口）

⑤ 就業状況

射水市の労働力人口（15 歳以上）は平成 7 年をピークに減少に転じ、その後横ばい状態で推移していましたが、平成 27 年国勢調査では、前回調査より 1,338 人減少しました。

日本における女性の労働力率は、結婚、出産、子育て期に低下し年齢別労働力率はM字型の曲線になりますが、射水市の調査結果は富山県の調査結果と同様に、国に比べてM字のくぼみが小さくなっています。

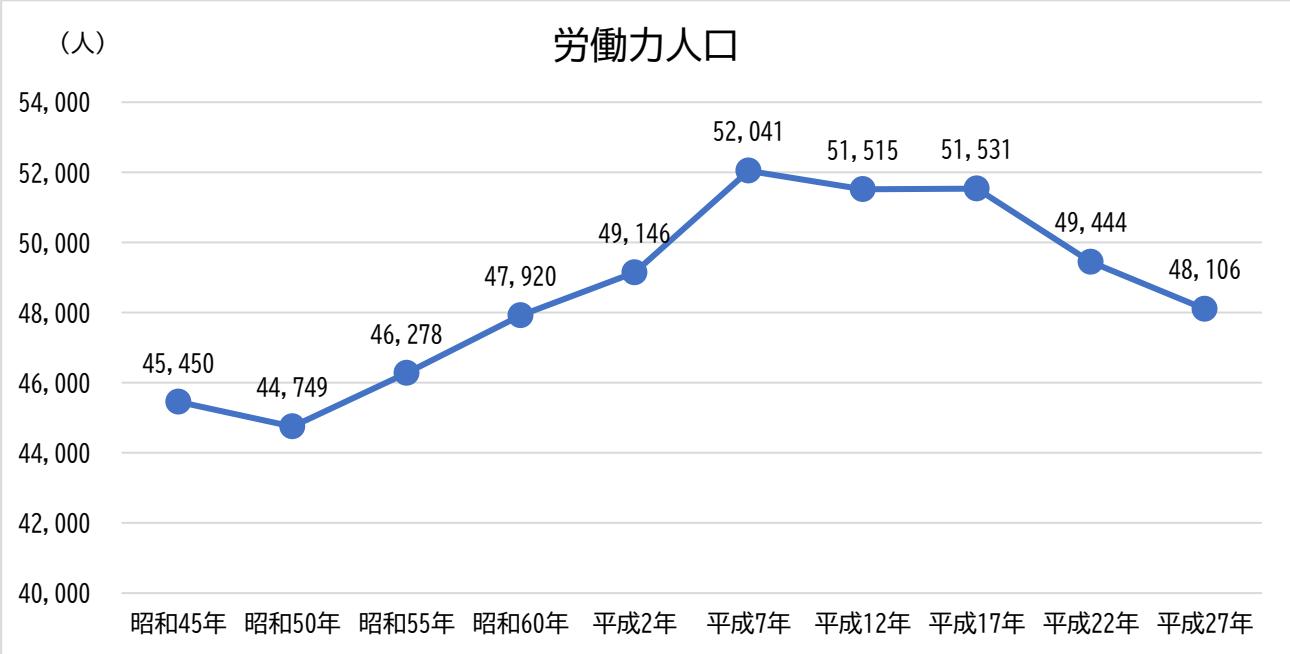

（資料：国勢調査）

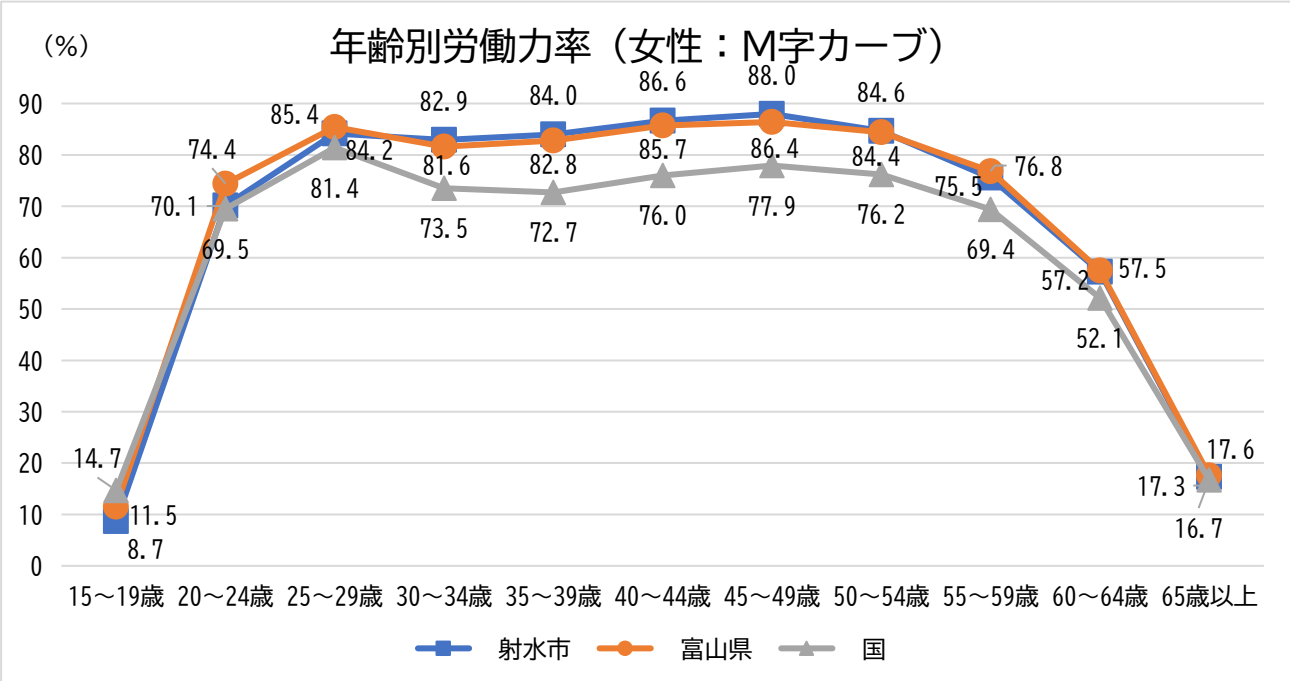

（資料：平成 27 年国勢調査）

３　市民意識調査

(1)　意識調査の概要

調査地域	射水市全域
調査対象	射水市に居住する 18 歳以上の住民合計 2,000 人
調査期間	令和 2 年 8 月 27 日～9 月 23 日
回収数 （率）	841 人（回収率 42.1%）

※　集計にあたっては、それぞれの設問に対して回答がなされている票数を母数としています。集計表の構成比は四捨五入した結果を表示しているため、合計が100にならない場合があります。

①　男女共同参画の推進のために行政が力を入れるべきこと

◇　男女共同参画を推進していくために、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと考えますか。あてはまるものを３つまで選んでください。

「育児、介護に関するサービスを充実させる」、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスを充実させる」について、それぞれ 15.7%、14.0%と多くの人が回答しました。

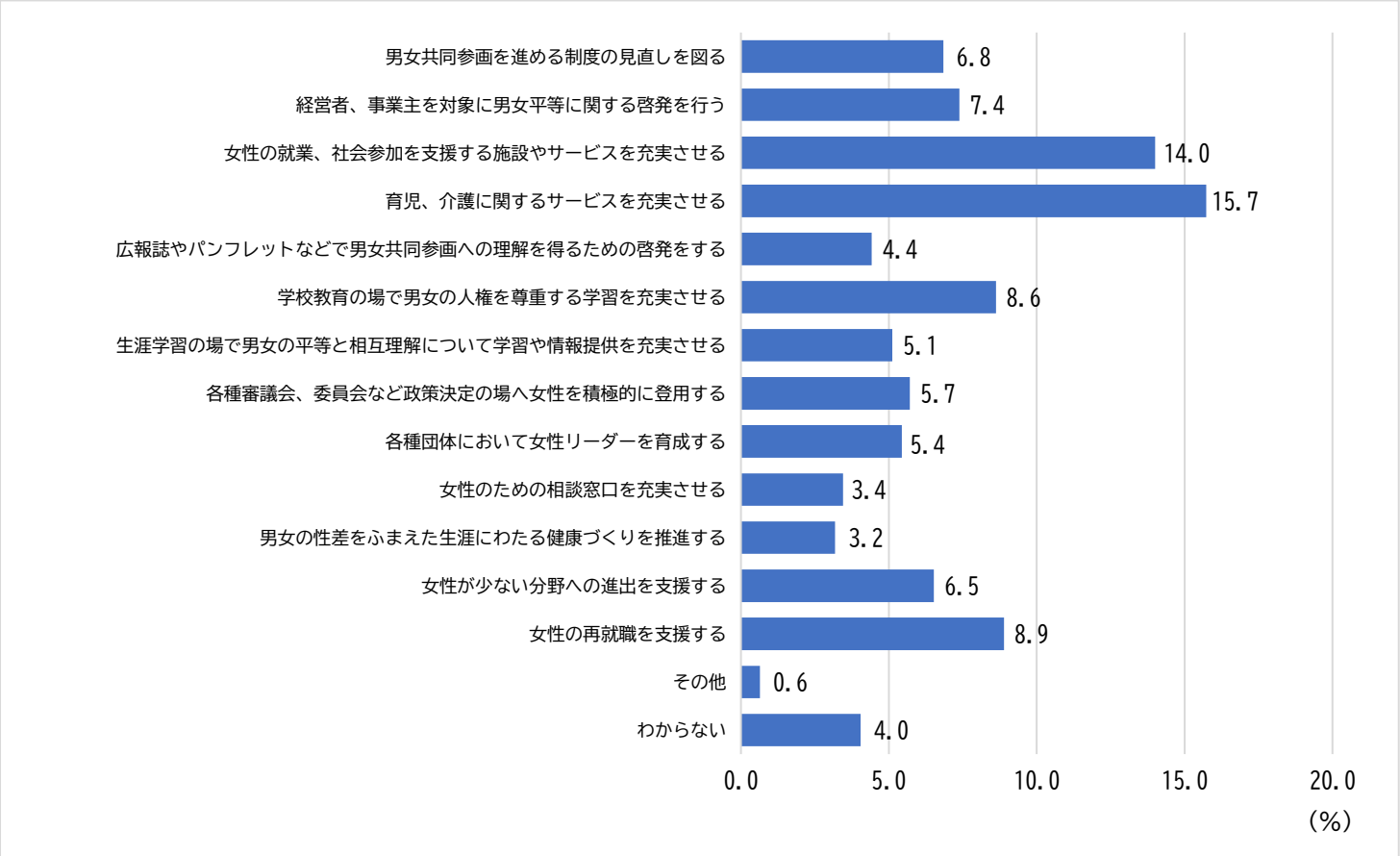

② 男女平等意識

◇ **あなたは次の各分野で男女の地位は平等になっていると考えますか。**

男女の地位の平等意識について家庭や職場など７つの分野ごとに聞いたところ、「平等になっている」と答えた人の割合は、「家庭」で 34.4%、「職場」で 27.6%、「学校教育の場」で 49.7%、「地域活動の場」で 28.0%、「法律や制度」で 32.4%、「政治の場」で 10.8%、「慣習・しきたり」で 10.3%となっています。７つの分野の他に「社会全体」としての男女の平等を感じていると答えた人の割合は、14.1%でした。

これにより、「学校教育の場」など、一部で男女平等が進んでいることがわかりますが、社会全体的には男性が優遇されていると感じている人が多いことが認識できます。

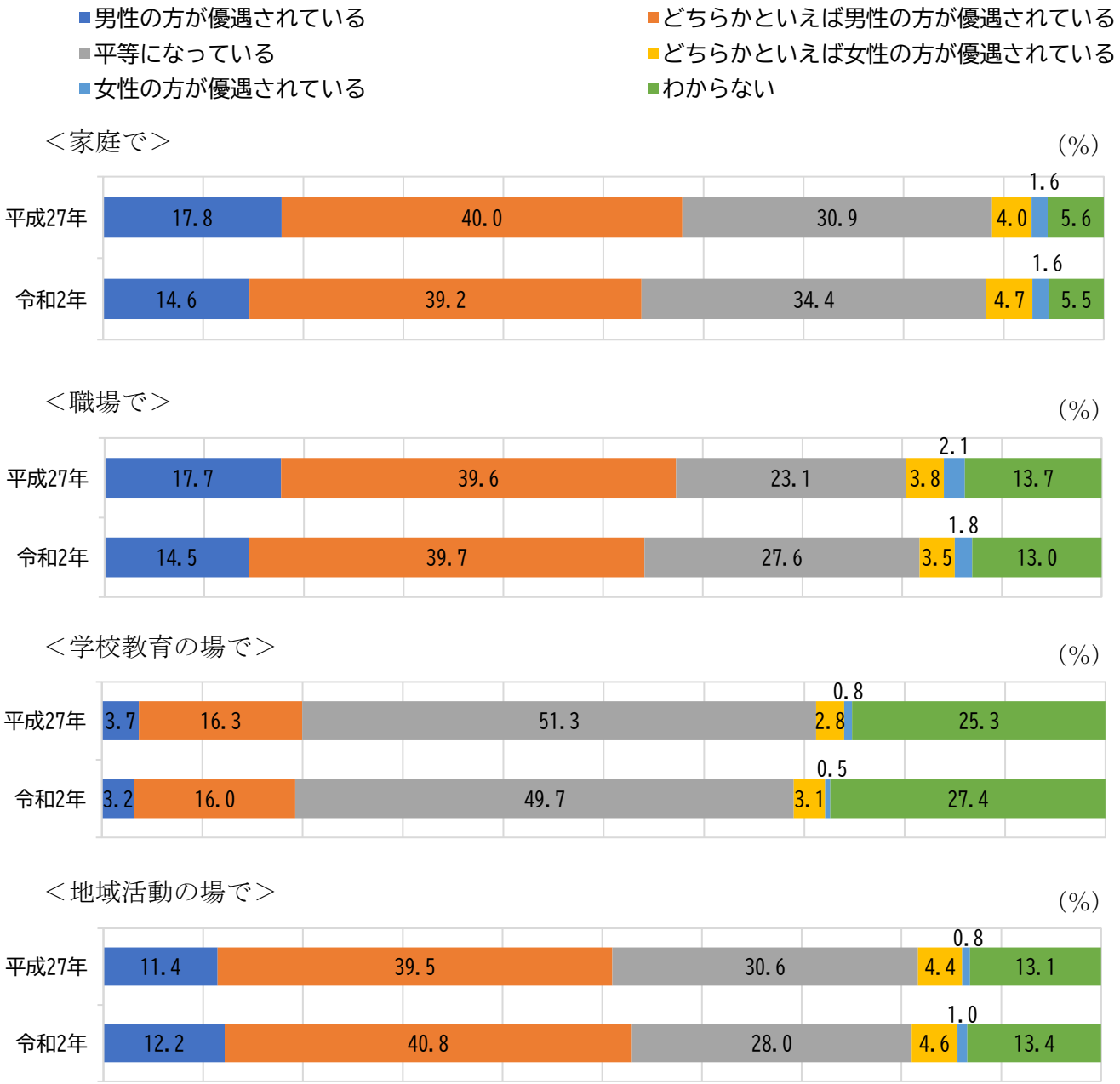

＜法律や制度上では＞

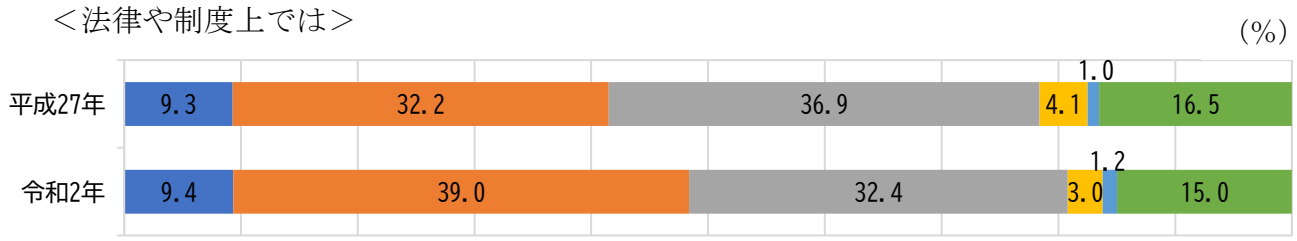

＜政治の場では＞

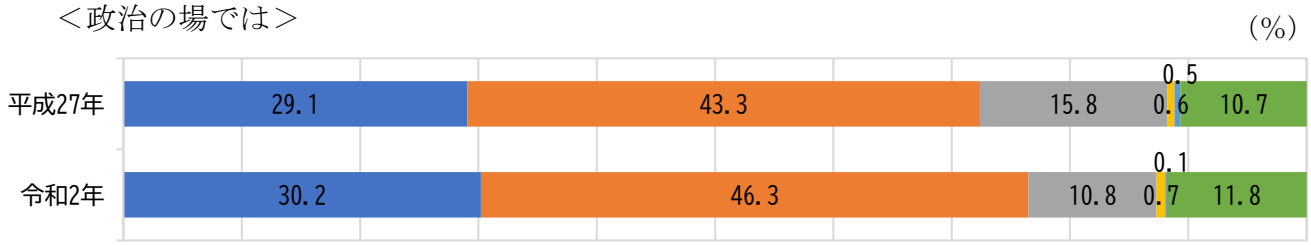

＜慣習・しきたりでは＞

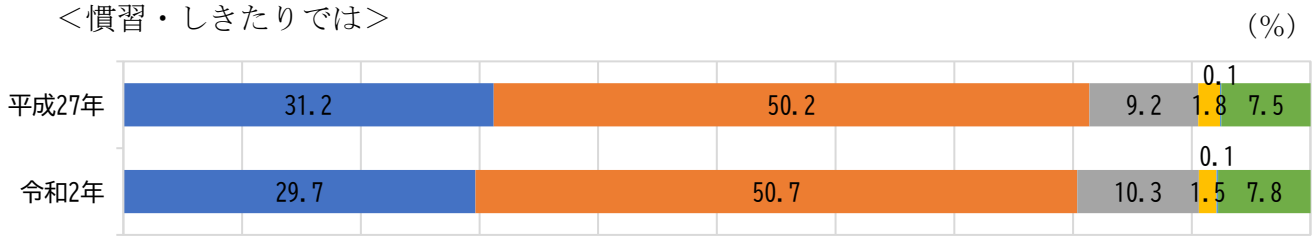

＜社会全体では＞

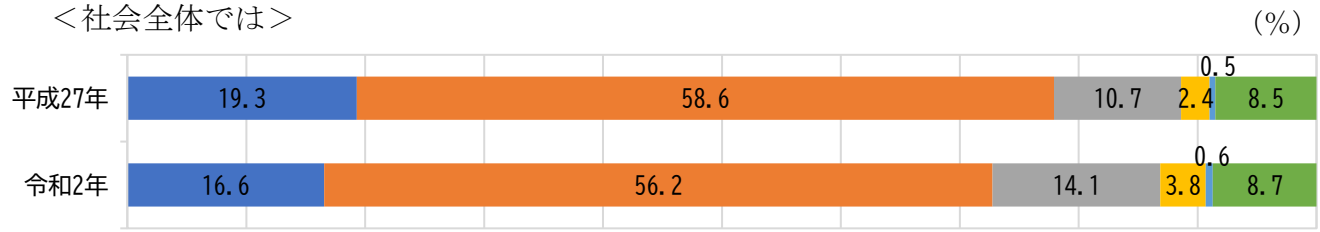

③　ワーク・ライフ・バランス

◇　**生活の中で、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について、あなたの希望に最も近いもの、あなたの現実（現状）に最も近いものを、それぞれ一つ選んでください。**

「仕事」を優先と答えた人の割合は、『希望』では4.2%となっていますが、『現実』では25.1%と最も高くなっています。一方、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をともに優先と答えた人の割合は、『希望』では23.6%と高くなっていますが、『現実』では6.5%にとどまっています。

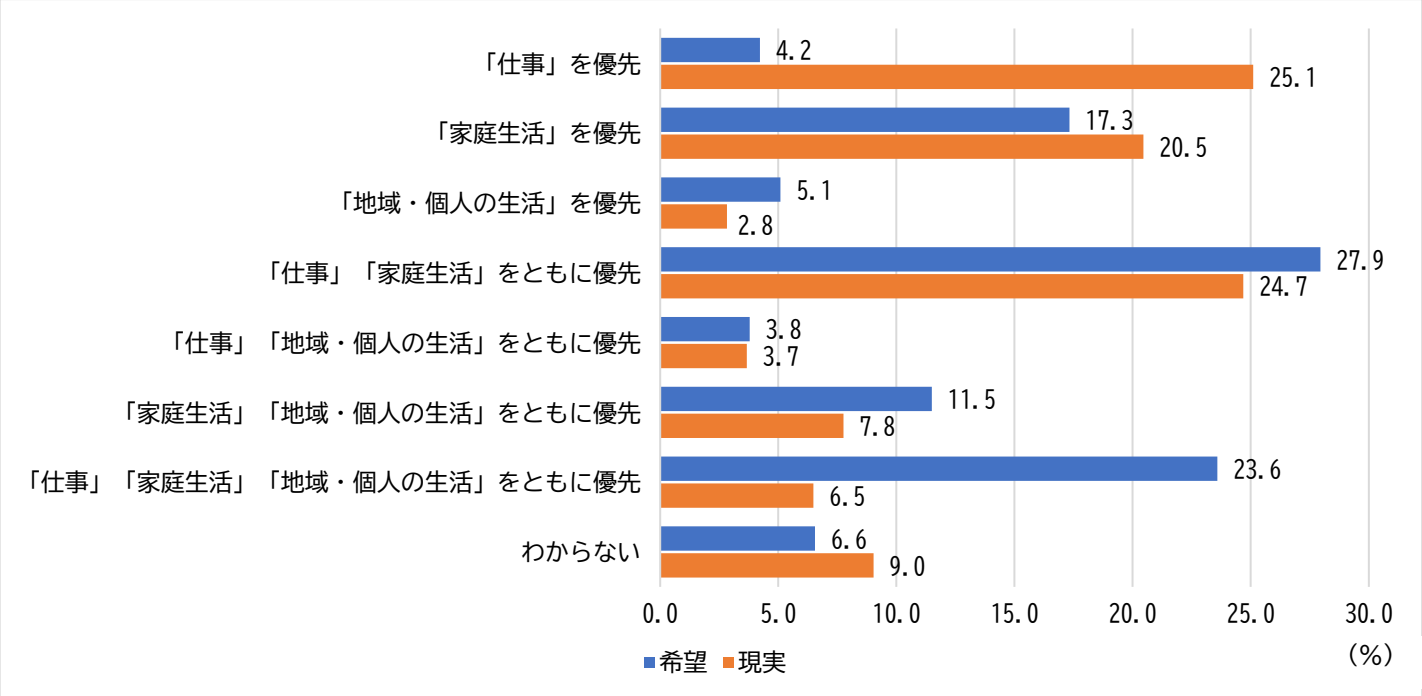

第３章　計画の基本的な考え方

１　計画の基本理念

この計画は、「射水市男女共同参画推進条例」に基づいて、次の６つの理念を掲げています。

(1)　男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられ、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、自立した個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他男女の人権が尊重されること。

(2)　社会における制度や慣行についての配慮

固定的な性別役割分担意識等に基づく制度や慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならないこと。

(3)　政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市又は事業者等が行う政策又は方針の立案及び決定に対等な立場で参画できる機会が確保されること。

(4)　家庭生活における活動と就労を含む社会活動との両立

家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活において役割を円滑に果たし、かつ、職場や地域等のあらゆる分野の活動に対等に参画し、両立できるように配慮されること。

(5)　男女の生涯にわたる健康の確保

男女が、互いの性を理解し、特に女性の妊娠、出産等に関する特性について配慮するとともに、生涯を通じて健康な生活ができる環境が整えられること。

(6)　国際社会との協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、本市の地域特性として在住外国人との相互理解や交流を深め、その推進は国際的な協調の下に行われること。

２　基本目標（基本課題）

<人権を尊重した男女共同参画の意識づくり>

男女共同参画社会の形成には、男性も女性も性別にとらわれず、一人ひとりかけがえのない存在として尊重され、自分らしさを大切にした生き方ができることが重要です。

私たちの意識や慣行に見られる男女の固定的な性別役割分担意識や人権侵害となる社会のあらゆる暴力の問題は、男女共同参画社会の形成を妨げるものです。

このようなことから、人権の尊重を基盤に男女が互いに認め合い、尊重し合う意識を育むことが大切であり、家庭、学校、職場、地域等のあらゆる分野で男女共同参画意識の醸成を図ります。

<あらゆる分野への男女共同参画の促進>

豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が社会の対等なパートナーとして、その個性と能力をまちづくりや社会活動に生かすことが大切です。

とりわけ、政策方針決定の場への女性の登用は、新たな視点での問題提起が期待されることなど、国際的な側面からも重要視されていることから、積極的に働きかけていきます。また、雇用や就労においては、平成 27 年度に制定された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律にのっとり、均等な機会と待遇の確保を図り、女性にとっても男性にとっても働きやすい労働条件、就業支援を進めます。

さらに、国際社会との協調の観点からも国際理解や国際交流を深め、在住外国人にも男女共同参画社会形成への理解を深めていきます。

<健康でいきいきと暮らせる環境整備>

一人ひとりが能力を発揮し、あらゆる分野において活躍し、その社会的責任を果たしていくためには、心身ともに健康であることが前提となります。特に、女性は妊娠・出産をする可能性があることから、男性と異なる健康上の問題に直面します。

こうした問題を踏まえ、女性のライフサイクルに応じた健康支援の充実を図ります。

少子・高齢化が進展する中、行政が男女共同参画社会の形成に向けて取り組まなければいけないことは、育児・介護に関するサービスの充実です。男女が家庭生活と社会活動の両立を図る上でも、育児・介護に関して家庭や地域で支え合うことはもちろんのこと、社会的支援の充実にも努めます。

また、高齢期の男女がいきいきと暮らすことができるよう、介護予防の視点を取り入れた生きがい対策を講じるほか、障がいのある方に対して、社会参加を促す自立支援策を実施するなど、市民一人ひとりが元気に過ごせる環境づくりに努めます。

３　計画の位置付け

この計画は、条例第 9 条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ長期的に実施するための基本計画であり、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項の「市町村男女共同参画計画」として位置付けています。

あわせて、女性活躍推進法第６条第２項に基づく「市町村推進計画」及びＤＶ防止法第２条の３第３項に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

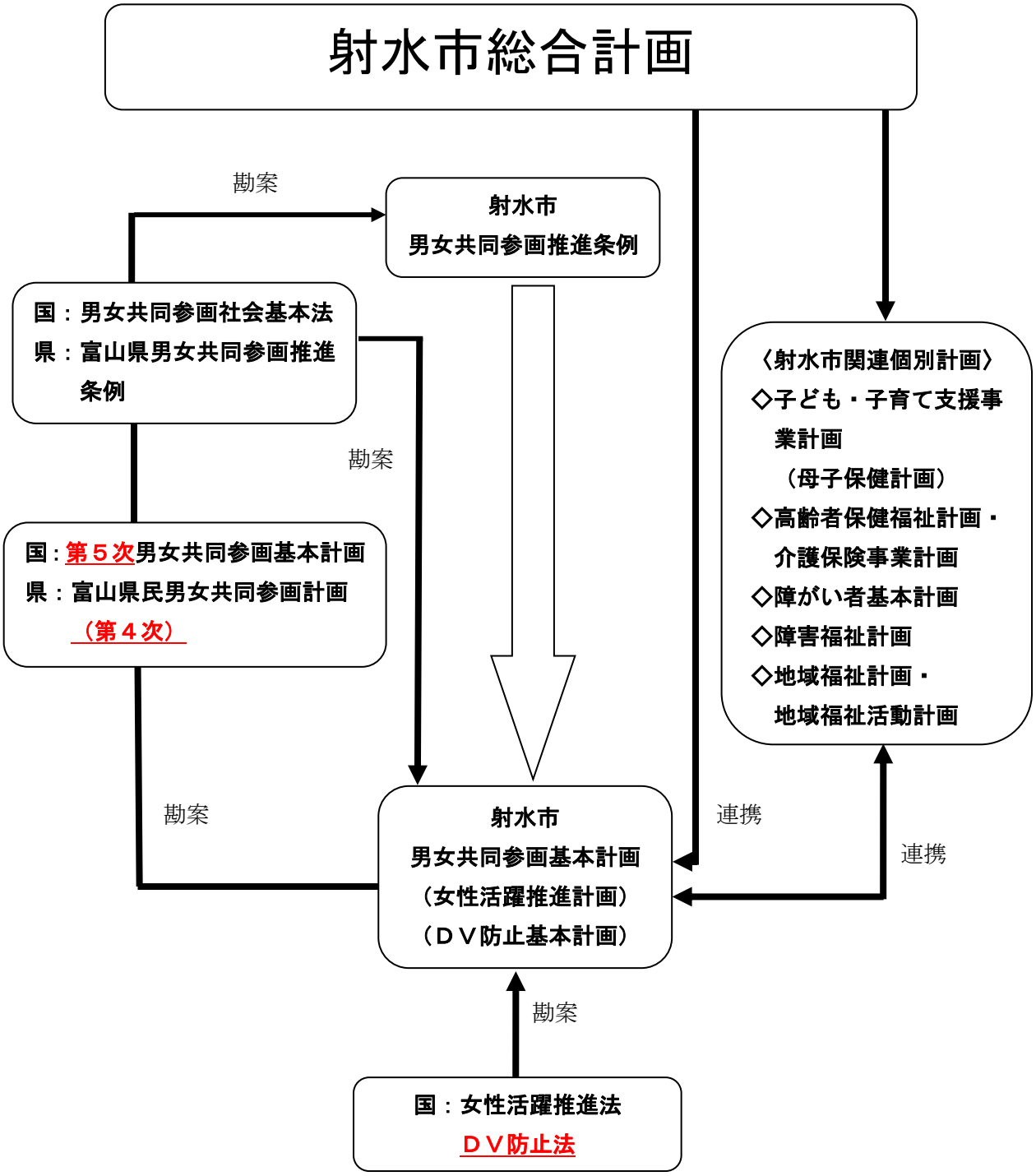

４　計画の期間

この計画の期間は、令和４年度から令和８年度までの５年間とします。
ただし、社会情勢の変化や法制度の改正等により、必要に応じて見直しを行います。

５　計画の目指す姿

男女共同参画社会は、計画の基本理念に基づき、市、市民、事業者等が主体的にその役割を理解し、協働して取り組むことで実現するものです。

そこで、男女が家庭、職場、学校、地域等の社会のあらゆる分野で、それぞれの個性や能力を十分に発揮して、喜びと責任を担いながら、いきいきと暮らしている社会の姿を描き、男女共同参画を推進します。

<家庭では>

・仕事と家庭が両立し、家事、育児、介護等を男性も女性も家族みんなが分担し、喜びも責任も分かち合っています。
・男女という性別にとらわれず、「その人らしさ」を大切にしながら、個性を重視した家庭が営まれています。
・家庭内で暴力のない明るい家庭が営まれています。

<職場では>

・募集・採用や昇進・配置、賃金等で男女格差が解消され、個性、能力、意欲等が、十分に発揮されています。
・家庭生活や地域活動とバランスのとれた労働時間が確保され、男女がゆとりと充実感を持って働いています。
・母性保護をはじめ男女の健康管理が配慮されています。

<学校では>

・男女という性別にとらわれず、個性と思いやりのある子どもたちが育っています。
・進学や就職等、個人の適性を尊重した指導がなされています。

<地域では>

・地域における様々な企画や方針決定の場に女性の参画が進み、男女ともに豊かで住みよい地域づくりに貢献しています。

・地域における性別による固定的な役割分担に基づく、慣習やしきたりが見直され、男性も女性もそれぞれの行動や考え方が尊重されています。

・男女が、ボランティアやサークル活動、ＮＰＯ活動等地域活動に積極的に参画しています。

・子育てや介護等の社会的支援が充実し、女性が社会参画しやすい環境になっています。

・高齢者も知識や経験を生かし、積極的に地域の社会活動や文化活動に参画しています。

・災害時に備え、防災・復興に関しての意思決定の場に女性もリーダーとして参画しています。

第４章　計画の体系

男女共同参画社会の実現

基本目標	課　題	施策の方向
Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり	1 男女共同参画の理解と意識形成	(1)　男女共同参画に関する意識啓発 (2)　男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進
	2 お互いの人権の尊重	(1)　女性の人権を尊重した表現の推進 (2)　お互いの性の尊重
	3 あらゆる暴力の根絶 （射水市ＤＶ防止基本計画）	(1)　男女間における暴力の防止 (2)　相談・支援体制の整備
Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進	1 女性が活躍できる社会の環境づくり （射水市女性活躍推進計画）	(1)　事業所等の取組への支援 (2)　行政における女性の人材育成と登用の推進 (3)　多様な働き方に対する支援
	2 地域社会における男女共同参画の推進	(1)　男女が共に参画する地域活動の推進 (2)　国際理解・国際交流の推進 (3)　防災における女性の参画拡大
	3 雇用や就労における男女平等の推進	(1)　雇用機会均等の普及促進 (2)　農林水産業・商工自営業等における女性の参画促進
Ⅲ 健康でいきいきと暮らせる環境整備	1 仕事と生活の調和のとれた社会の形成	(1)　偏った労働慣行の変革 (2)　仕事と生活の調和のとれた社会の推進
	2 家庭生活と社会活動の両立支援	(1)　子育て支援体制の充実 (2)　介護支援体制の充実 (3)　ひとり親家庭の自立支援
	3 生涯を通じた健康づくり	(1)　生涯を通じた心身の健康支援 (2)　母性保護と健康支援 (3)　高齢者や障害のある人等の社会参画に対する支援

第５章　計画の内容

基本目標Ⅰ　人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

【課題１　男女共同参画の理解と意識形成】

<現状と課題>

男女が互いに認め合い、尊重し合うことのできる社会を実現するためには、多様な個性を認め、性別による固定的な役割分担意識を改める等、人権の尊重を基盤とした男女平等意識を育むことが大切です。

令和２年８月に実施した「第２次射水市男女共同参画基本計画見直しに係る市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）の結果によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、平成27年度の調査と比較すると、反対の割合が多くなってきています。

家庭・職場など様々な場における男女の地位の平等意識でも、「平等になっている」と答えた人の割合は、平成27年度の調査と比較すると家庭において3.5ポイント、職場において 4.5 ポイント上昇しているなど、少しずつ平等意識が上昇していることが分かりました。

それに対し、地域では「平等になっている」と答えた人の割合は2.6ポイント減少、政治の場では 5.0 ポイント減少しており、男女の地位の不平等感が未だ根強く存在していることが分かります。

このような意識の結果は、社会における活動の中で、女性の主体的な生き方や多様な選択を阻み、その能力を発揮する機会も妨げるなど、社会の活力を阻害する要因にもなります。

男女が性別による固定的な役割分担やジェンダーにとらわれず、あらゆる分野に参画できるよう、社会の制度や慣行について社会的な合意を得ながら見直すとともに、男女共同参画の視点に立った意識の醸成を図るための広報・啓発活動が大切です。

また、人としての多様な価値観や意識等の人格形成は、幼児期からの家庭、学校、地域社会とのかかわりの中で形成されます。そのため、家庭・学校・地域等の社会のあらゆる分野で、人権の尊重と男女平等に関する教育・学習の果たす役割は非常に重要です。

家庭は、子どもの成長にとって最も重要な基盤であり、親の愛情やしつけ、生活習慣等を通じて、大きな影響を与えます。そのため、家族が家庭生活の役割を共に協力して担う男女平等意識を育むことが大切です。

学校教育では、教育活動全般を通じて、人権の尊重、男女平等、豊かな人間性を育む教育を推進していますが、引き続き、児童・生徒の発達段階に応じた教育指導の充実が重要となります。

社会情勢の変化に伴い、生きがいとしての趣味や自己の能力を高める教養等の学習意欲の高まりなど、心の豊かさを求める生涯学習の重要性が増しています。その中で、男女共同参画に関する理解と認識を深める学習機会の提供を推進することが大切です。

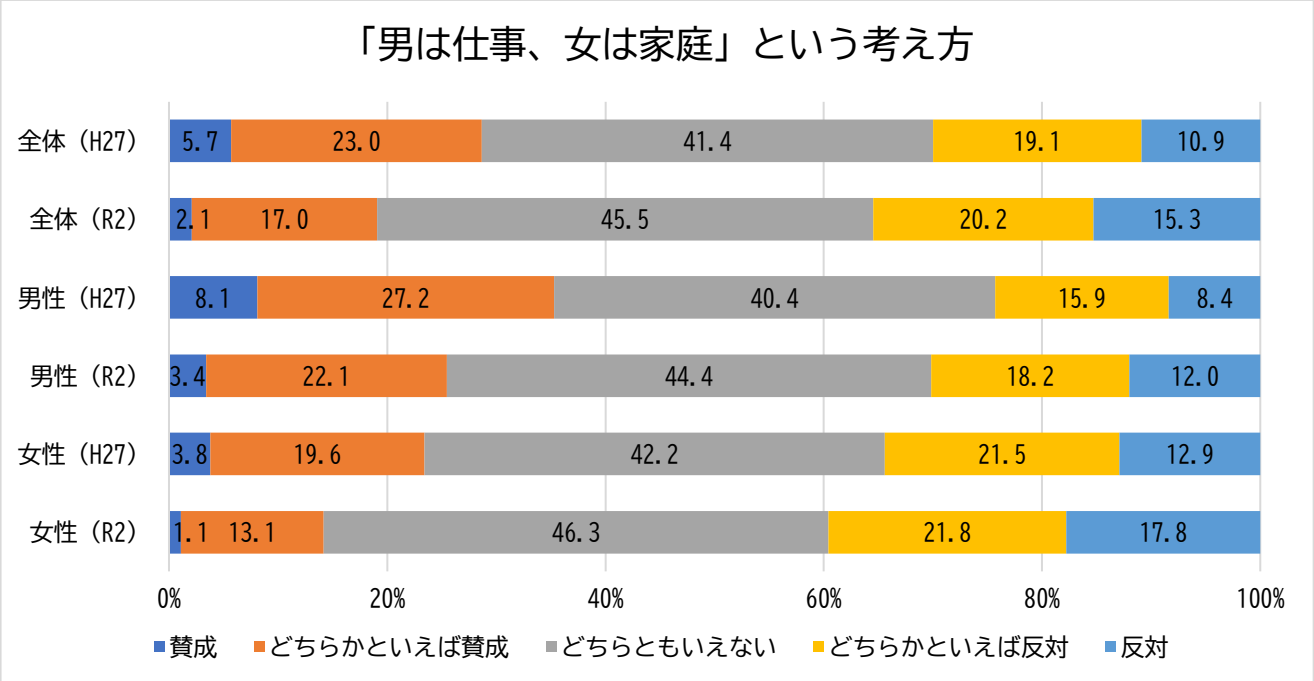

（資料：市民意識調査）

<施策の方向>

1　男女共同参画に関する意識啓発

男女が共に性別による差別的取扱いを受けることなく、一人ひとりの個性と能力が発揮できる社会を目指して、男女共同参画に関する広報や啓発を行います。

また、性別による固定的役割分担意識による制度、慣行を見直すことや男女共同参画に関する情報の収集と提供を図ります。

①　広報、ホームページ、ケーブルテレビを活用し、射水市男女共同参画推進条例や計画の広報・啓発を図ります。

②　男女共同参画の意識を高めるための講演会、出前講座の充実を図ります。

③　男女共同参画週間（毎年 6 月 23 日～29 日）における啓発活動を図ります。

④　性別による固定的な役割分担意識による制度や慣行を見直し、男女が対等な立場で意思決定や責任を担う意識啓発を図ります。

⑤　国・県等の取組に関する情報の収集と提供を図ります。

⑥　定期的に男女共同参画に関する市民意識調査の実施を図ります。

2　男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

教育活動を通じて、児童・生徒の発達段階に応じた人権、男女平等教育の充実を図ります。あわせて、教職員等の指導の充実を図ります。

家庭や地域において男女共同参画意識の醸成を図るため、市民活動と生涯学習体制との連携を図りながら講座や学級活動を推進します。

① 学校教育活動を通じ、児童・生徒の発達段階に応じた人権、男女平等教育と職員研修を通じた指導の充実を図ります。

② 男女共修の技術・家庭科教育を通じて、男女共同参画の意識の醸成を図ります。

③ 幼稚園、保育園、小・中学校の実情に応じた混合名簿の活用を図ります。

④ 幼稚園、保育園、学校関係職員（幼稚園教諭、保育士、教職員、保健師）の資質の向上を図る研修等において、人権の尊重等、男女共同参画の視点を取り入れるよう努めます。

⑤ 家族のふれあいと絆を深める「家庭の日」を推奨し、家庭における男女共同参画を推進します。

⑥ 家庭教育アドバイザーと連携した学習機会の充実を図ります。

⑦ 自主的な学習活動拠点としてのコミュニティセンター活動を充実する上で、各世代の男女が共に企画・立案する学級・講座、サークル活動等を推進します。

⑧ 男性の家事・育児・介護等への参画を促す講座の充実を図ります。

⑨ 子どもの人権が尊重されるための規範となる「射水市子ども条例」を遵守し、健やかな子どもの成長を育むまちづくりを推進します。

【課題２　お互いの人権の尊重】

<現状と課題>

平成 27 年に国連で採択されたＳＤＧｓの目標のひとつには「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、性別を理由とする差別や不平等、女性への暴力をなくし、性別にかかわらずだれもが生きやすい社会の実現が求められています。

しかし、情報化社会が進展する中、映像や活字媒体等のメディアからもたらされる情報の中には、性別による固定的な役割分担や差別を連想させる表現、性の商品化や暴力を無批判で表現されている場合があります。表現の自由について尊重しつつ、人権に配慮した表現についてメディアの自主的な取組を促すことが必要です。

情報を受け入れる側も、主体的に正しく読み取る能力（メディア・リテラシー）を持つことが、情報化時代にあって必要となっています。

また、性別による固定的な役割分担意識が根強くある中、ＬＧＢＴＱ（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニング）等の性的少数者は、性的指向や性自認などを理由として生きづらさを感じている人々が多くいることから、全ての人が安心して暮らせるまちを目指し、多様な性のあり方について、理解を深めていく必要があります。

<施策の方向>

1　女性の人権を尊重した表現の推進

公衆に表示・提供する情報は、人々の意識に大きな影響を及ぼすことから、性別による固定的な役割分担や差別を連想させる表現には配慮が必要となります。また、女性の人権、青少年の健全育成の視点からも性の商品化や暴力を助長する有害図書、広告物の浄化を図ります。

①　市の広報・出版物について、男女共同参画の視点から適切な表現となるよう配慮します。

②　情報を主体的に収集・判断できる能力の育成に努めます。

③　有害図書等自動販売機の追放運動を推進します。

④　有害広告物の撤去を図ります。

2　お互いの性の尊重

全ての人々が互いの人権を尊重し、自分らしく暮らすことのできる社会に向けた教育・啓発活動を推進します。

①　性的少数者に対する理解を深めるため、啓発活動や人権教育を推進します。

②　事業者に対するセクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発を図ります。

③　市職員の理解促進に向けて、研修の実施等に取り組みます。

④　ＮＰＯ、ＰＴＡ、市民団体、事業者等との連携を図り、多方面から施策を推進します。

【課題３　あらゆる暴力の根絶】

＜現状と課題＞

配偶者や恋人等からの暴力（以下「ＤＶ」という。）や、ストーカー行為、性犯罪、セクシュアル・ハラスメントなど、性別による差別に基づく暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるとともに、決して許されないものです。

市民意識調査の結果では、配偶者や恋人からの暴力を受けたことのある人は、女性では17.1%、男性では4.2%と、その被害者の多くは女性です。

配偶者や恋人といった親密な関係にある男性から女性に対する暴力では、大きな社会的問題であるにもかかわらず、「家庭内の問題」、「プライベートな問題」として処理され、被害が表面化しない現実があります。特に、家庭内における配偶者からの暴力の問題は、子どもの健やかな成長にも大きな影響を与えます。

平成19年に改正されたＤＶ防止法では、市町村の役割の明確化、対応の強化などが求められたほか、保護命令制度の拡充などが盛り込まれ、国、県及び関係機関と連携を図って

いくことが重要となっています。

ＤＶは、人権の侵害のみならず被害者個人の能力を発揮することも妨げるものであり、その防止に向けて、情報の提供や研修の推進、被害者に対する相談体制の充実を図る必要があります。

また、インターネットの普及やＳＮＳの広がり等により、女性や子どもを性的あるいは暴力行為の対象としてとらえた表現の氾濫や若年女性が性被害に遭うケースもあることから、若年層に対する相談・支援の在り方が課題となっています。

あらゆる暴力の根絶に向けて、一人ひとりの理解を深め、人権意識を高めることを目指して、様々な機会をとらえて暴力の防止啓発に努めます。

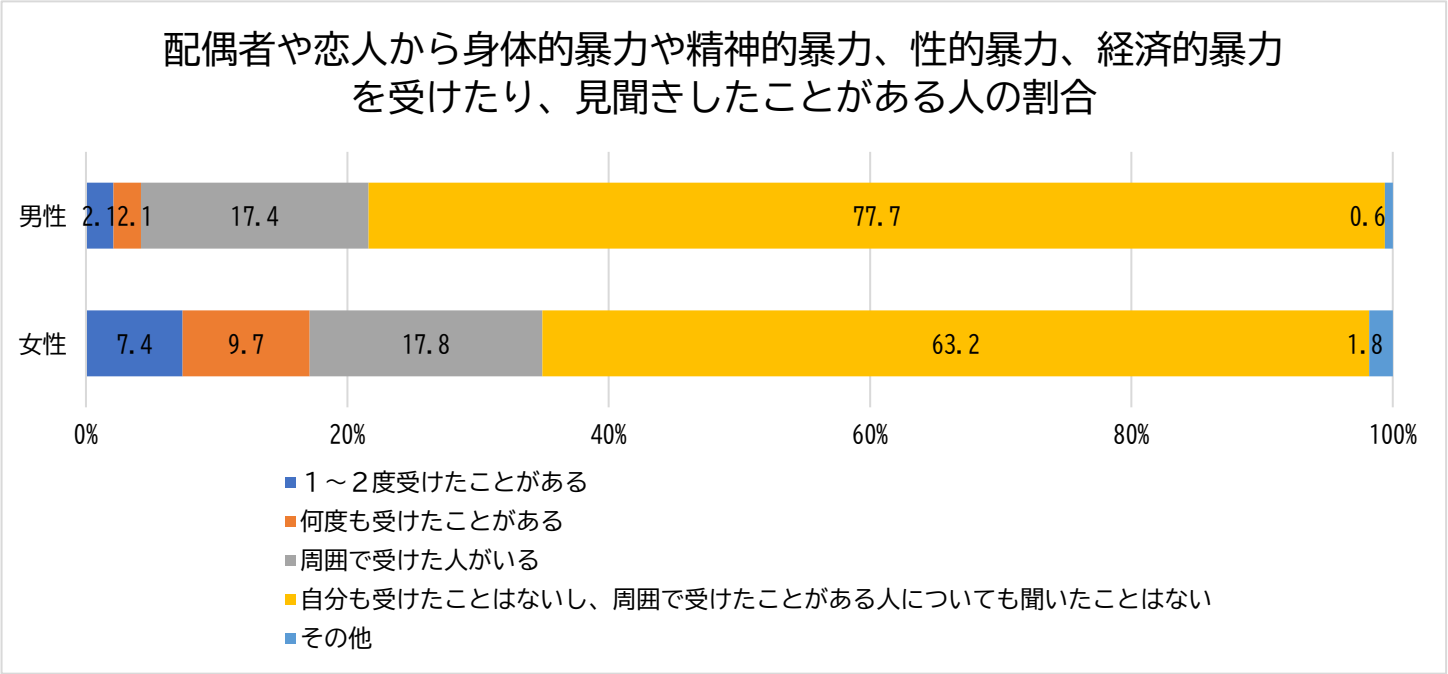

（資料：市民意識調査）

＜施策の方向＞

１　男女間における暴力の防止

男女の人権を尊重し、暴力を許さない社会づくりに向けた啓発を図ります。

①　ＤＶは犯罪であるという認識を深めるための啓発を図ります。

②　「女性に対する暴力をなくす運動」や「人権週間」を通じて、暴力根絶に向けて効果的な広報・啓発を図ります。

③　ＤＶ防止法などの関係法令について、市民への周知に努めます。

④　デートＤＶの予防やＤＶの被害者にも加害者にもなることのないよう若年層への教育・啓発を図ります。

２　相談・支援体制の整備

ＤＶ等を受けた被害者が安心した暮らしができるよう、相談・支援体制の整備を図るとともに、職員の資質の向上に努めます。また、女性の抱えている悩みや女性の社会参画の妨げとなっている問題は多様であることから、各種相談窓口の連携・協力を図ります。

①　広報・ホームページ等を活用して、各種相談窓口を周知します。

②　県の女性相談センターをはじめ、関係機関との連携強化を図ります。

③　民生委員・児童委員、人権擁護委員等に被害者の発見、通報等への協力を働き掛けます。

③　ＤＶ被害者に寄り添った支援ができるよう、市職員に対する研修の充実を図ります。

基本目標Ⅱ　あらゆる分野への男女共同参画の促進

【課題１　女性が活躍できる社会の環境づくり】

<現状と課題>

「女性が活躍できる環境」とは、個性と能力を十分に発揮できる場のことです。政策方針決定の場における女性の活躍は、女性ならではの意見が反映されるという大きな意義を有します。

我が国の政策・方針決定過程への女性の参画状況は、国際的に見て非常に遅れています。男女が、互いの個性と能力を発揮して、活力ある社会を築くためにも、女性が男性とともに社会の対等なパートナーとして、行政、職場、地域等のあらゆる分野で、政策・方針決定過程に参画し、女性の意見を反映できることが必要です。

本市では、平成 29 年度から女性人材リストを作成し、審議会等への女性委員の登用を積極的に推進していますが、本市の審議会等における女性委員の登用率は 29.8%（令和 3 年 3 月 31 日現在）となっています。

また、同一の女性委員が複数の審議会等に所属する等の側面もあることから、より一層幅広い分野からの人材の確保や育成に取り組む必要があります。

事業所においても、女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画策定の取組を促進し、全ての職場において女性の活躍が推進されることを目指します。

また、子育て等によりいったん女性が退職しても、希望すれば再就職（再チャレンジ）しやすい社会づくりを進めていくことも必要です。

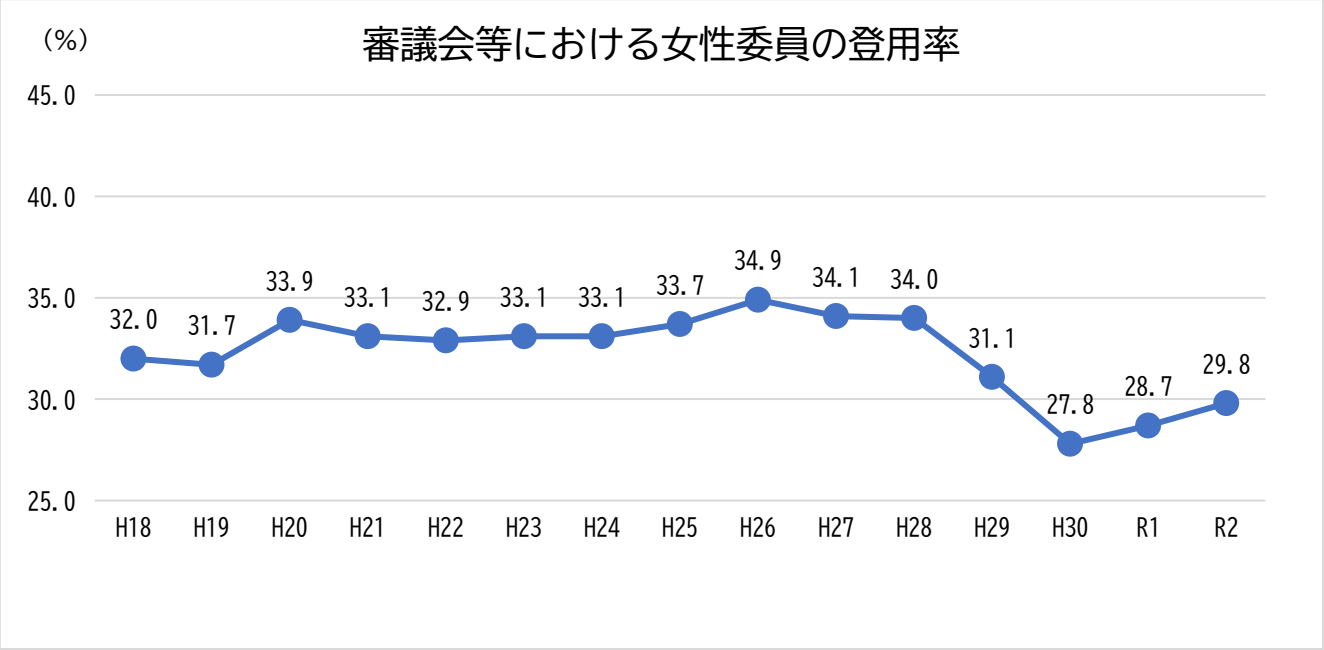

〈施策の方向〉

1　事業所等の取組への支援

事業所に対し、一般事業主行動計画策定に向けた啓発に努めるとともに、計画策定に向けた事業主の取組への支援を行い、女性の活躍推進に向けた取組を促進します。

2　行政における女性の人材育成と登用の推進

市職員の資質と能力向上のための研修を推進します。また、市の政策方針決定の場（審議会、委員会等）への女性の登用をはじめ、幅広い分野からの女性の人材発掘等を図ります。

①　市の審議会、委員会等において積極的に女性委員の登用を図ります。

②　幅広い分野からの女性の人材発掘等を図り、事業所等における女性の管理職登用についても啓発に努めます。

③　能力のある市女性職員を積極的に管理職に登用します。

④　市職員の能力や資質が向上するよう、研修の充実を図ります。

⑥　社会教育団体の支援と女性リーダーの育成を図ります。

3　多様な働き方に対する支援

結婚・出産・育児・介護等でいったん退職した女性の再就職（再チャレンジ）を支援する講座や再就職支援に関する情報の収集・提供を図ります。また、起業に関する情報や創業者支援資金融資制度等の周知を図ります。

①　再就職支援に関する情報の収集・提供を図ります。

②　就業支援に関する講座等の開催を図ります。

③　女性労働者が多いパートタイマーの労働条件の向上を図るため、パートタイム労働法の周知に努めるとともに、理解と法の遵守を求めていきます。

④　起業に関する情報や市の創業者支援資金融資制度の周知を図ります。

⑤　中小企業や個人事業主（起業）で、福利厚生が行えない場合の互助制度等の支援を図ります。

⑥　短時間正社員制度等の新しい就業形態についての情報の収集や提供を図ります。

【課題２　地域社会における男女共同参画の推進】

<現状と課題>

安心して暮らしやすい地域づくりを進めていく上で、環境、福祉、教育等のあらゆる分野において、地域社会の果たす役割が増大しています。

こうした中、幅広い年代層の男女が、積極的に地域づくりに参画できる環境を整備するとともに、男女とも家庭・職場・地域との調和のとれたライフスタイルを実現することが必要です。

男女が共に個性と能力を発揮して、一人ひとりが自立した生活を送ることは、男女共同参画の基盤づくりの視点からも重要です。

また、地域における男女共同参画の促進を図るため、男女共同参画推進員をはじめとする各種団体等との連携・協力による地域づくりが重要となっています。

とりわけ、地域の防災における男女共同参画の推進が、国の第５次男女共同参画基本計画の重点分野の一つに位置付けられており、本市においても、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立が重要となっています。

一方、国際化の時代にあって、政治、経済、環境、文化等のあらゆる分野で各国が相互依存（協力）関係にあることを認識するとともに、諸外国の生活や異文化を理解、尊重すること、自国の文化や歴史・伝統を大切にする心を育むことなどは、男女共同参画社会の実現を目指す上でも重要です。

外国人の定住化が進む中、国際化に対応したまちづくりを進めるためにも、在住外国人も地域社会を担う一員として、日本の文化や慣習に理解を深めることが求められており、多言語の情報提供や相談業務の重要性が増しています。

<施策の方向>

１　男女が共に参画する地域活動の推進

男女が共に地域活動に参画し、地域の連帯感を深めていくために地域における自治組織、ＰＴＡ、ボランティア活動等への積極的な男女の参画を推進します。

地域で主体的な男女共同参画の推進を図る男女共同参画推進員の育成や自治組織、各種団体等の活動に対し、連携や情報提供等の支援を図ります。

①　自治組織やＰＴＡなど、地域活動におけるリーダーとしての女性の積極的な参画を図ります。

②　ボランティア活動への参画を推進するため、情報の提供やボランティアの育成を図ります。

③　ＮＰＯ法人の設立を支援します。

④　男女共同参画推進員や自治組織、各種団体等の連携や情報の提供を図ります。

⑤　地域コミュニティの醸成と自主的な学習活動拠点としてのコミュニティセンターの充実を図ります。

⑥　市が主催する講演会等で、必要に応じて託児室を開設し、地域活動の参加促進を図ります。

２　国際理解・国際交流の推進

国際化の時代にあって、異文化に対する理解と交流を図り、国際化に対応したまちづくりを推進します。

①　小・中学校において、児童・生徒が国際理解を深める学習環境の充実を図ります。

②　射水市民国際交流協会の活動の支援を図ります。

③　在住外国人が市民生活を営む上で必要な情報の提供や相談体制の整備を図ります。

④　在住外国人との共生に向けた安全で快適なまちづくりを関係機関と連携を図り推進します。

⑤　外国語による公共表示の整備を図ります。

⑥　国際社会の課題や動向の理解を促進します。

３　防災における女性の参画拡大

①　地域住民による自主防災組織への女性の参画を促し、女性の視点から地域の実情に合った自主防災体制を推進します。

②　女性消防吏員や女性防災士の増員を図り、防災の現場における女性の参画拡大を目指します。

③　避難所運営においては、男女双方の参画を推進し、性別によるニーズの違いに配慮した環境整備に努めます。

④　防災知識の普及啓発や防災訓練においては、男女双方の視点を取り入れた内容となるよう工夫します。

【課題３　雇用や就労における男女平等の推進】

<現状と課題>

就労は日々の生活の経済的基盤を形成するものであり、生きがいをもって働くための雇用環境、就業環境が向上することは大切なことです。

しかしながら、市民意識調査では「職場での男女平等」について、「賃金・昇給、昇進・昇格」「職種」等において不平等が存在すると回答した割合が高く、女性の能力を最大限発揮できる環境とはいえない状況です。

職場で働く人が性別により差別されることなく、また、働く女性の意思が尊重されつつ、

その能力を十分発揮できる労働環境を整備していくためにも、関係機関と連携を図り、「男女雇用機会均等法」や労働法規の周知を図り、雇用機会はもとより、実質的な男女平等を推進していくことが重要です。特に、「市民意識調査」に表れている女性の就業意欲に対して、結婚・出産・育児等でいったん離職した女性の再就職（再チャレンジ）が容易にできるための講座や就業情報の収集・提供が必要となっています。

また、農林水産業、商工自営業等の家族従事者における女性の役割は、その事業活動を行う上で、大きな役割を担っていますが、事業と生活の場が密接であることから、事業活動と家事労働に対する評価が不十分な場合があります。

そのためには、働きに応じた報酬の確保や資産の形成を図るための家族間相互のルールづくり（家族経営協定）の普及、適正な労働時間や休日の確保等、就業条件の整備を図っていくことが必要です。

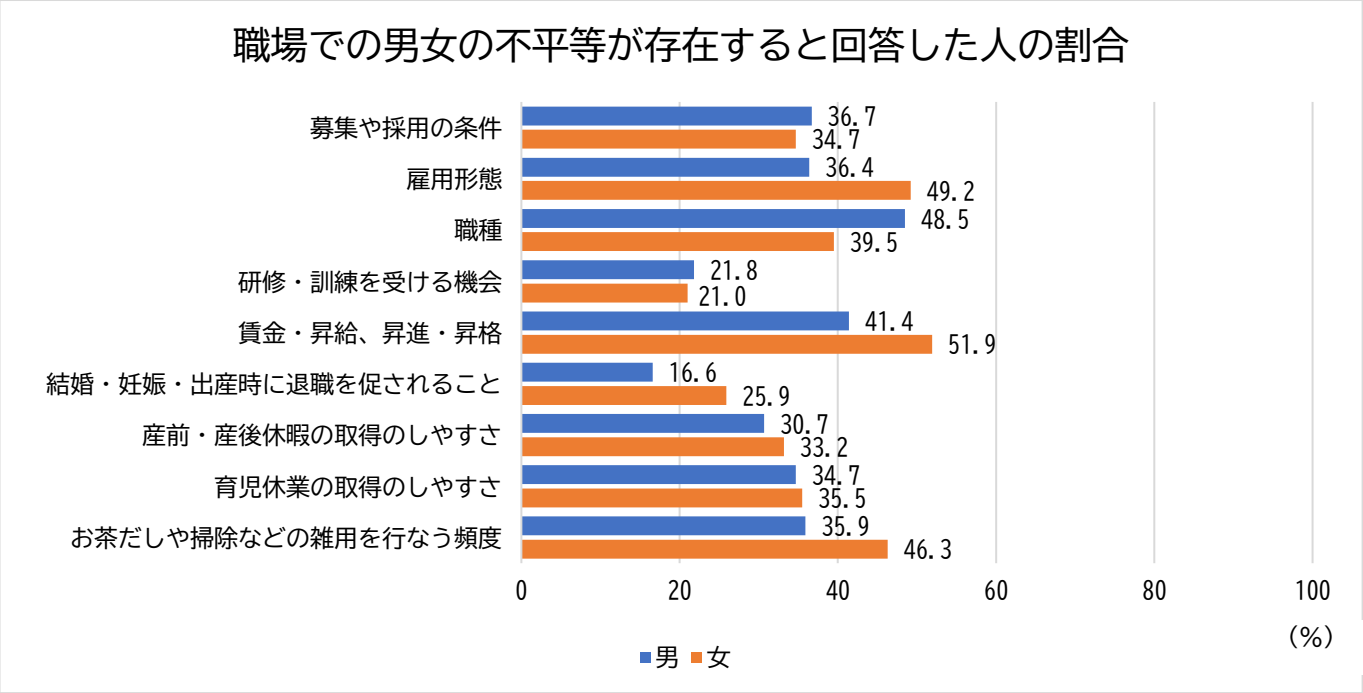

（資料：市民意識調査）

<施策の方向>

1　雇用機会均等の普及促進

男女平等な就労・雇用環境の整備に向けて、関係機関と連携を図り、就業に関する情報の収集・提供と「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」等の関係法令の広報・啓発を図ります。

①　国・県等の関係機関と連携し、就業に関する情報の収集と提供を図ります。

②　男女の均等な機会と待遇の確保を図るため、広報・啓発を通じて、男女雇用機会均等法の周知に努めるとともに、理解と法の遵守を求めていきます。

③　市として、仕事と家庭の両立支援のための特定事業主行動計画を推進します。

④　県の男女共同参画チーフ・オフィサー制度の普及啓発を図ります。

２　農林水産業・商工自営業等における女性の参画促進

農林水産業者や商工自営業者等に対し、男女共同参画意識の普及と意思決定の場への参画促進、労働条件改善等の啓発に努めます。

①　家族経営協定の周知と締結の促進を図ります。

②　農村女性グループ育成支援を図ります。

③　農業の担い手となる女性農業者の育成を図ります。

基本目標Ⅲ　健康でいきいきと暮らせる環境整備

【課題１　仕事と生活の調和のとれた社会の形成】

<現状と課題>

性別に関わりなく、男女が各々のライフスタイルに応じた生活を送るため、仕事と生活の調和を図ることが重要です。しかし、市民意識調査の結果によると、「『仕事』、『家庭生活』、『地域・個人の生活』をともに優先したい」という希望が多いものの、現実としては「『仕事』を優先する」との回答が多くなっており、ワーク・ライフ・バランスを達成する上で、「働き方」の問題が大きいことが分かります。

ワーク・ライフ・バランスは、女性の働き方だけでなく男性の働き方にも影響します。現在、女性の育児休業取得者と比べて男性の育児休業取得者が非常に少ない状況にあり、このことが女性の働きづらさにもつながっていると考えられます。

男女の働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現することは、M字カーブ問題の解消や政策方針決定過程への女性の参画の拡大を進めるためにも大変重要なことです。

<施策の方向>

１　偏った労働慣行の変革

長時間勤務等の偏った勤務形態を前提とする労働慣行を見直し、育児や介護と両立しつつ能力を十分に発揮したい女性の活躍を促します。

①　男女が共に育児・介護休暇の取得と職場復帰しやすい環境整備を図るため、育児・介護休業法の周知に努めるとともに、理解と法の遵守を求めていきます。

②　男女が仕事と家庭の両立ができるよう、労働時間の短縮等、労働基準法の周知に努めるとともに、理解と法の遵守を求めていきます。

③　育児・介護休暇制度の周知と利用促進に向けた啓発を行い、働き続けやすい職場環境づくりを促進します。

２　仕事と生活の調和のとれた社会の推進

一人ひとりが充実感を感じながら働くとともに、家庭や地域生活等でも自分らしく生きることができるよう啓発していきます。

①　子育てや親の介護など個人の置かれた状況に応じて、多様で柔軟な働き方が選択できる社会を求めていきます。

②　健康で豊かな生活のための時間が確保できるよう、働き方の見直しを促します。

③　性別にかかわりなく、労働者が仕事と家庭や地域活動を両立させ、豊かな生活を送ることができるよう、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進、非正規労働者の処遇改善など、事業者に対し働きやすい職場環境づくりのための啓発を推進します。

【課題２　家庭生活と社会活動の両立支援】

<現状と課題>

少子・高齢化が進展する中で、安心して産み育てやすい環境や高齢者等の介護の問題は、男女が共に責任を分かち合って担うことはもちろんのこと、社会的支援の充実が求められています。

市民意識調査の結果では、女性が働き続ける上での障害として、家事・育児・介護による夫の協力がないことの割合が最も高く、家事、育児、介護の負担はまだまだ女性が多く担っています。

男性も女性も、家庭生活と他の活動の両立ができるような環境をつくるためには、働き方を見直すための意識啓発や育児・介護休暇を取りやすい職場環境、社会環境の整備が必要です。

このようなことから、就業形態に対応した多様な保育サービスの充実や介護支援を図るとともに、事業所等に対しても労働時間の短縮等や育児・介護休業制度の定着を促進する必要があります。

さらに、ひとり親家庭は、仕事、家事、育児を母親か父親のいずれかが全てを担う必要があり、経済・教育・健康面等の不安や負担を抱えることから、生活の安定と養育される子どもの健全な成長のため、相談や自立支援への取組が必要となります。

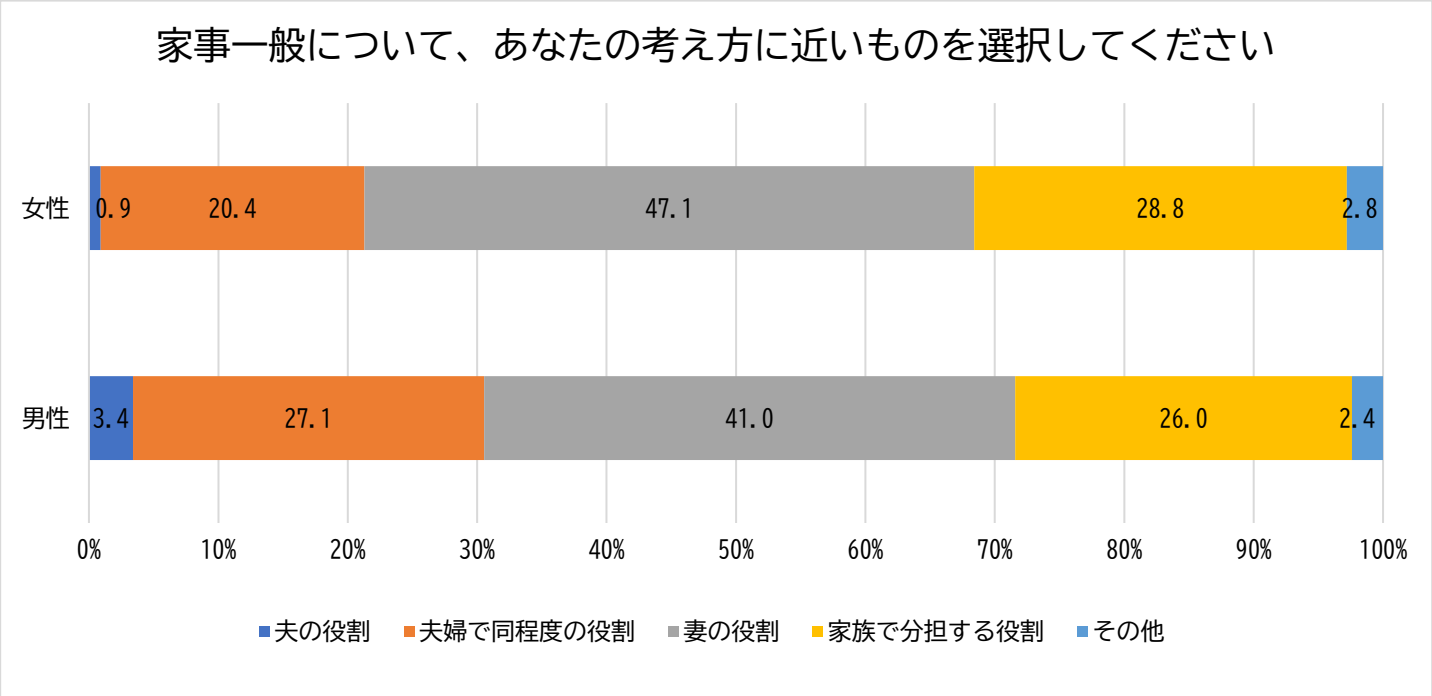

（資料：市民意識調査）

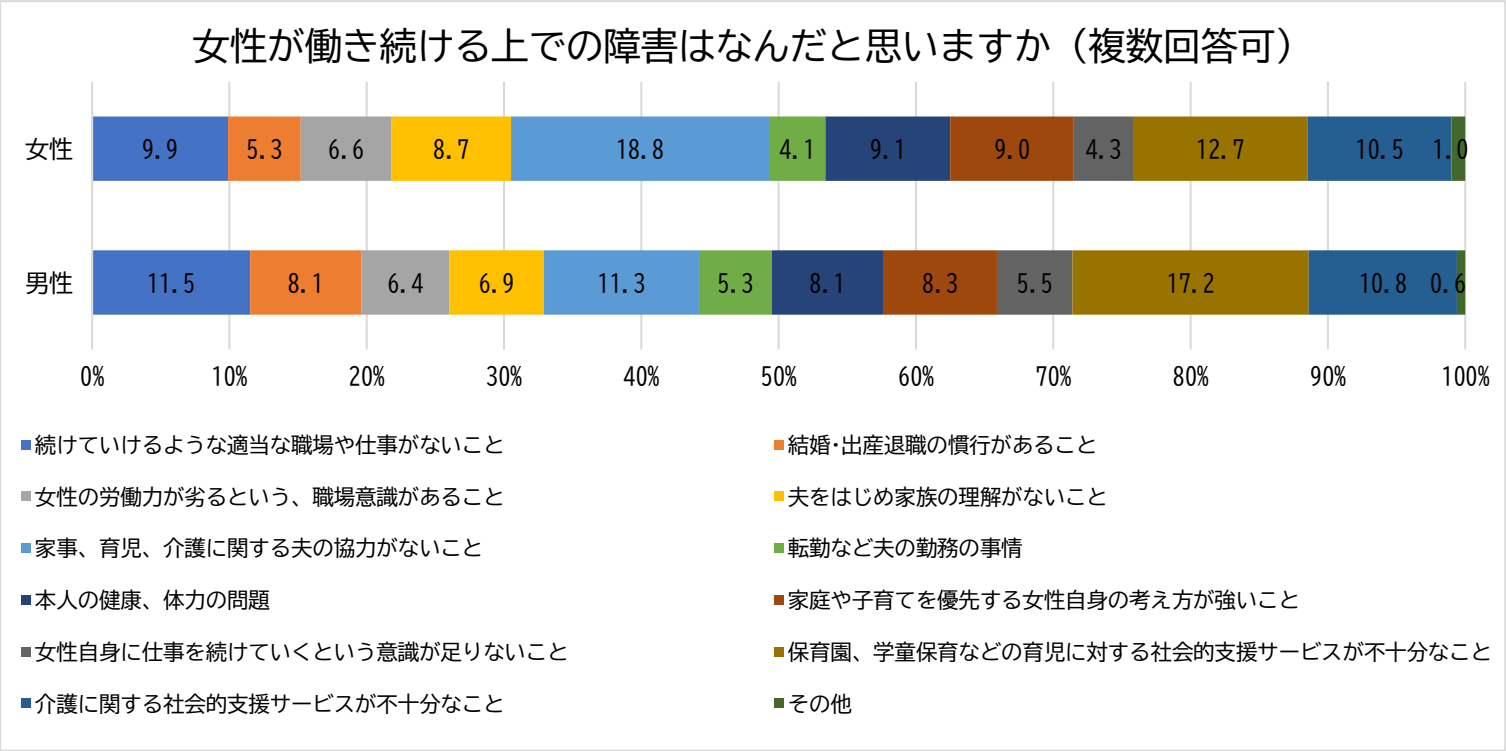

（資料：市民意識調査）

<施策の方向>

１　子育て支援体制の充実

家庭生活と社会活動の両立支援を、子ども・子育て支援事業計画に基づく保育サービスや地域における子育て支援サービスの施策体系を踏まえ推進します。

①　延長保育や一時預かり等、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの提供を図ります。

②　放課後児童クラブやファミリーサポート等、学童期に入っても安心して子育てができる支援体制を図ります。

③　子育て支援アプリ「ちゃいる.com」やＬＩＮＥ、メールマガジン、ケーブルテレビなど様々な媒体を通じて、子育て支援に関する総合的な情報提供を図ります。

④　育児不安軽減のための相談体制の充実を図ります。

⑤　子育て体験や父親の育児参加を促すパパ・ママ教室を通じて、ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を図ります。

⑥　多様な幼児教育・保育ニーズに対応するため、幼児教育・保育環境の整備を図ります。

２　介護支援体制の充実

育児・介護休業法の周知に努めるとともに、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく、在宅サービス支援の施策体系を踏まえ、介護支援体制の充実を図ります。

①　育児・介護休業制度等の周知と両立支援に関する広報・啓発を図ります。

②　在宅高齢者等の介護者の負担の軽減を図るため、介護サービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等）の充実を図ります。

③　高齢者の総合相談支援や地域の関係機関との連携による包括的・継続的なケア体制を推進します。

④　地域包括支援センターの機能強化と地域包括ケアシステムの取組を推進します。

３　ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の生活の安定と養育される子どもの健全な成長のため、相談体制や自立支援の取組を図ります。

①　ひとり親家庭の自立と安定した生活が送れるように、情報の提供と母子・父子自立支援員による相談体制の充実を図ります。

②　経済的な負担の軽減を図るため、児童扶養手当の支給や就学等の援助を図ります。

【課題３　生涯を通じた健康づくり】

<現状と課題>

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の最も基本的な条件です。そのためには、乳幼児期から高齢期までを視野に入れ、全ての人が主体的に健康管理を行える支援が必要となります。

とりわけ、妊娠や出産をする可能性のある女性は、ライフサイクルを通じて男性と異なった健康上の問題に直面することから、女性の身体的変化の過程や母性保護と健康に関する施策を推進しながら、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の視点を踏まえ、正しい知識を普及する必要があります。

情報化社会にあって、性に関する情報が氾濫する今日、互いの性を尊重し、それぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、ＨＩＶ／エイズや性感染症に関する正しい知識の普及や発達段階に応じた適切な性教育等の取組の重要性が増しています。

また、高齢期の男女や障がいのある男女が社会へ参画する機会を持ち、自立していきいきと安心して暮らせる生活環境を整え、活力ある社会を築くことは重要なことです。

市の高齢化率（65 歳以上）は、令和２年 10 月１日現在 30.3%となっていますが、高齢

者等の介護の負担が要介護の家族、とりわけ女性に集中することのないように、社会全体で支える介護保険制度の充実はもちろんのこと、高齢期の男女が単に支えられる立場ではなく、他の世代とともに社会（まちづくり）を支える役割も担っていることから、働きたい高齢者への雇用の機会の提供や介護予防の観点からの生きがいと健康づくりの支援が必要となります。

このことは、障がいのある人も同様に、地域の中で自立した生活を送り、社会参加していくために、生活に必要な技能を身に付けることや社会基盤の整備、必要とされる福祉サービスなど、ノーマライゼーションの一層の推進が必要となります。

<施策の方向>

１　生涯を通じた心身の健康支援

乳幼児から高齢者まで、全ての人が主体的に健康管理できる支援や生涯スポーツの推進を図ります。

①　健康に関する市民講演会の開催やケーブルテレビを活用した「保健センターだより」、８つの行動目標「Let’ｓ トライ！IMIZUSHI 健康８」を普及し、健康づくりの啓発・推進を図ります。

②　未熟児対象の相談会を実施するなど、乳幼児の健康診査、教室を通じて心身ともに健やかな成長を支援します。

③　児童・生徒の発達段階に応じた性教育や性感染症、ＨＩＶ／エイズ等、正しい知識の周知と防止対策を推進します。

④　健康的な食生活習慣の確立や生活習慣病予防を重視した健康診査、各種がん検診、健康教育、健康相談の充実を図ります。

⑤　飲酒、喫煙等の健康被害等の正しい情報の提供や受動喫煙防止を推進します。

⑥　総合型地域スポーツクラブの支援をはじめ、スポーツ・レクリエーション活動が楽しめる多様なスポーツ実践活動を推進します。

⑦　自殺予防の観点から相談やメンタルヘルスに関する啓発に取り組みます。

２　母性保護と健康支援

女性はライフサイクルを通じて男性と異なった健康上の問題に直面することから、女性の身体的変化の過程や母性保護と健康に関する施策を推進します。

①　女性の思春期、妊娠、出産期、育児期、更年期、高齢期等に応じた健康づくりの支援を図ります。

②　妊産婦の健康診査や妊娠、出産に伴う心身の健康上の問題に対する支援と職場や地域への啓発を図ります。

③　不妊に関する一次的な健康相談、専門機関の紹介や不妊治療に要する経済的な支

援を図ります。

④　女性のがんの罹患率第１位である乳がんについて、がん検診の受診率の向上を図り、早期発見に努めます。

⑤　女性の抱える悩みに対する相談体制の充実を図ります。

⑥　出産後の心身ともに不安定な時期における母子の健康を守るための支援に取り組みます。

３　高齢者や障がいのある人等の社会参画に対する支援

高齢者が長い間に培ってきた豊かな知識と経験を生かし、単に支えられている立場ではなく、他の世代と共に社会を支える役割を担い、自立していきいきと安心して暮らせる生活環境の整備を図ります。また、障がいのある人も同様に社会に参画する支援を図ります。

①　高齢者の健康や介護予防、生きがい対策等の施策を推進します。

②　高齢者の豊かな知識と経験を生かした、ボランティア活動や地域づくり等の社会参加を推進します。

③　高齢者の働く喜びと社会参加を促進するシルバー人材センターの活動の支援を図ります。

④　障がいのある人に対する理解の促進と普及啓発を図ります。

⑤　障がいのある人への自立支援を推進するため、職業能力開発の支援や相談体制の充実を図ります。

⑥　高齢者や障がいのある人をはじめ、全ての人々が、安全で快適な日常生活を送ることができるように、公共的施設等の利用上の障壁の除去や円滑な移動環境の整備（バリアフリー化）を図ります。

射水市男女共同参画基本計画に関する指標・目標値一覧

目標	課題	指標	策定時 （H27 年度）	現状 （R2 年度）	目標値 （R8 年度）
Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり	1 男女共同参画の理解と意識形成	男女の地位の平等感	家庭　31.1% 職場　23.5% 慣習等 9.2%	家庭　34.4% 職場　27.6% 慣習等 10.3%	家庭　43% 職場　35% 慣習等 21%
		生涯学習講座の年間延べ受講者数	36,765 人	15,233 人	43,000 人
		「自分には、よいところがあると思う」児童・生徒の割合	小学校 79.2% 中学校 79.0%	小学校 82.5% 中学校 79.0%	100%
	3 あらゆる暴力の根絶	ＤＶ被害にあった際に相談しなかった割合	67.7%	58.2%	50%
		ＤＶ被害にあった際、どこに相談したらよいかわからなかった人の割合	20.6%	26.8%	0
Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進	1 女性が活躍できる社会の環境づくり	審議会等における女性委員の登用率	34.1%	29.8%	37.5%
		女性委員のいない審議会等数	1	3	0
		管理職に占める女性の割合	20.7%	17.6%	20%
		女性人材リスト登録者数	－	18 人	50 人
	2 地域社会における男女共同参画の推進	自主防災組織の組織率	98.6%	98.5%	100%
		ＮＰＯ法人認証数	34 団体	35 団体	45 団体
		福祉ボランティア登録者数	－	2,150 人	2,140 人
		アダプト・プログラム参加団体数	61 団体	57 団体	70 団体
		女性消防団員数	39 人	30 人	40 人
	3 雇用や就労における男女平等の推進	新規採用職員に占める女性割合	62%	70.6%	50%
		ゆとりライフ互助会加入者数	862 人	833 人	900 人
		女性の農業経営への参画	15 人	11 人	15 人

Ⅲ 健康でいきいきと暮らせる環境整備	Ⅰ 仕事と生活の調和のとれた社会の形成	一般事業主行動計画策定率	－	84.4%	100%
		職員一人あたりの年次休暇取得数	6.4 日	8.0 日	12 日
	2 家庭生活と社会活動の両立支援	延長保育、休日保育実施保育園数	延長保育 23 園 休日保育 8 園	延長保育 26 園 休日保育 8 園	延長保育 26 園 休日保育 10 園
		放課後児童クラブ（学童保育）数	20 クラブ	22 クラブ	24 クラブ
		住民型サービス提供団体数	－	26 団体	27 団体
		父親の育児参加率	88.5%	93.5%	100%
	3 生涯を通じた健康づくり	総合型地域スポーツクラブの会員加入率	4.4%	4.1%	5%
		子宮がん、乳がん検診の受診率	乳がん 32.7% 子宮がん 34.3%	乳がん 33.6% 子宮がん 42.2%	乳がん　50% 子宮がん 50%
		健康な高齢者の割合	81.5%	81.6%	78.0%

1　用語解説

※　ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれついての生物学的性別（セックス）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作りあげられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

※ エンパワーメント

力をつけることです。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のことです。

※　セクシュアル・ハラスメント

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成 16 年 3 月）では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こりうるものである。」と定義しています。

なお、「人事院規則１０－１０」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義しています。

※　ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

※　M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし 20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

※　特定事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づき、地方公共団体が策定した行動計画をいいます。

※　協働

行政と住民が対等の立場で協力し合い、地域づくりを担うことをいいます。

※　ＮＰＯ

「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体をいいます。

※　男女共同参画週間

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成 13 年度以降毎年 6 月 23 日から 6 月 29 日までの 1 週間を「男女共同参画週間」としています。

この週間において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施しています。

※　メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の３つを構成要素とする複合的な能力のことです。

※　ＬＧＢＴＱ

Ｌ：レズビアン（女性の同性愛者）、Ｇ：ゲイ（男性の同性愛者）、Ｂ：バイセクシュアル（両性愛者）、Ｔ：トランスジェンダー（心と体の性に不一致を感じる人）、Ｑ：性のあり方が自分でもわからない人（クエスチョニング）の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的マイノリティを表す言葉のひとつです。

このほかにも、こころの性が男性でも女性でもないと感じる（Ｘジェンダー）、恋愛感情や性愛がどの性にも向かない人（Ａセクシュアル）等、様々な性のあり方があります。

※ 性的指向

恋愛感情や性的な関心・興味が向かう方向性で、性的指向が同性に向いている人は同性愛（レズビアン、ゲイ）、同性にも異性にも向いている人は両性愛（バイセクシュアル）、異性のみに向いている人は異性愛（ヘテロセクシュアル）等と呼ばれます。また、恋愛感情や性的な関心・興味が生じない人もいます。

※　性自認

自分がどの性別であるかの認識。この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいます。性自認が生物学的な性別と一致しない人をトランスジェンダー、一致する人をシスジェンダーと呼び、「私はどちらの性別でもない」「私はどちらの性別なのかわからない」などの認識を持つ人もいます。

※　ドメスティック・バイオレンス

「ドメスティック・バイオレンス」は英語の「domestic violence」をカタカナで表記したもので、略して「ＤＶ」を呼ばれることもあります。配偶者や恋人等、親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力という意味で使用されます。

※　女性に対する暴力をなくす運動

配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であることを国民に周知するため、毎年 11 月 12 日から 11 月 25 日までの間、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化しています。

※　人権週間

世界人権宣言の趣旨及びその重要性を広く国民に訴えかけるとともに、人権尊重思想の普及高揚を図るため、毎年 12 月 4 日から 12 月 10 日までを「人権週間」と定め、全国各地においてシンポジウム、講演会、座談会、映画会等を開催するほか、テレビ・ラジオなど各種のマスメディアを利用した集中的な啓発活動を行っています。

※　家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のことです。

※　ファミリー・サポート（センター）

子育てを応援したい人と、仕事や家事の都合で子育てを応援してほしい人が会員となって、地域において育児に関する相互援助活動を行う会員制の組織をいいます。

※　リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成 6 年（1994 年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成 7 年（1995 年）の第 4 回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。

※　地域包括ケアシステム

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続

けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のことをいいます。

※　ノーマライゼーション

障がいのある人や適応力の乏しい高齢者等に対して、全ての人が持つ通常の生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉を進めることをいいます。

※　バリアフリー

障がい者や高齢者の生活に不便な障がいを取り除こうという考え方をいいます。

※女性人材リスト

政策及び方針決定過程の場をはじめとするあらゆる場への女性の参画を促進することを目的として、多方面にわたる人材をリストに登録し、女性の人材の情報提供を行うことをいいます。

※アダプト・プログラム

市等が管理する道路、公園等の公共空間を、場所を決めて市民、事業者にボランティアで清掃・美化活動をしてもらい、市はその活動の支援を行う制度です。